

教職コース

I

教職コースについて (はじめにお読みください。)

ここでは、教職コース履修者から、特に質問が多い事項を共通事項としてまとめていますので、目的とする取得免許の種類・内容に関わらず、学習を始める前に必ず確認してください。また、巻末資料も併せて参照してください。

1 本学で取得できる免許の種類（課程認定）

大学・短期大学では、学科（専攻）ごとに免許状取得にあたっての教科・科目を文部科学省に申請し、認可を受けています。このように文部科学大臣から受けた認可を課程認定といいます。

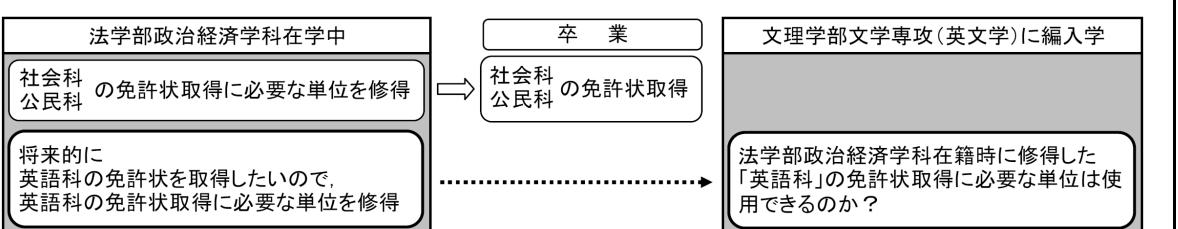
本学通信教育部の各学部・学科（専攻）で取得できる免許状は、普通免許状の中2種、中1種、高1種です。 詳細は下表で確認してください。

学部	学科・専攻	中2種	中1種	高1種		
法学部	法律学科	社会	社会	地理歴史	公民	
	政治経済学科	社会	社会	地理歴史	公民	
文理学部	文学専攻 (国文学)	国語	国語	国語		
	文学専攻 (英文学)	英語	英語	英語		
	哲学専攻	社会	社会	公民		
	史学専攻	社会	社会	地理歴史		
経済学部	経済学科	社会	社会	地理歴史	公民	商業
商学部	商業学科	社会	社会	公民	商業	

<課程認定についての注意事項>

文部科学省の課程認定では、各学科（専攻）で取得可能な免許状の教科が限定されるという拘束性を有します。所属する学科（専攻）により、取得できる免許状が限られますので、次のような場合は注意してください。

具体例



(結論) 使用できません。

課程認定によって、法学部政治経済学科で取得可能な免許状は中1種社会及び高1種地理歴史、公民に限定され、それ以外の教科（この具体例では「英語」）に関する科目を修得していた場合も教員免許状申請には無効になります。これが課程認定の拘束性で、このことは、他学科（専攻）に置き換えても同様です。

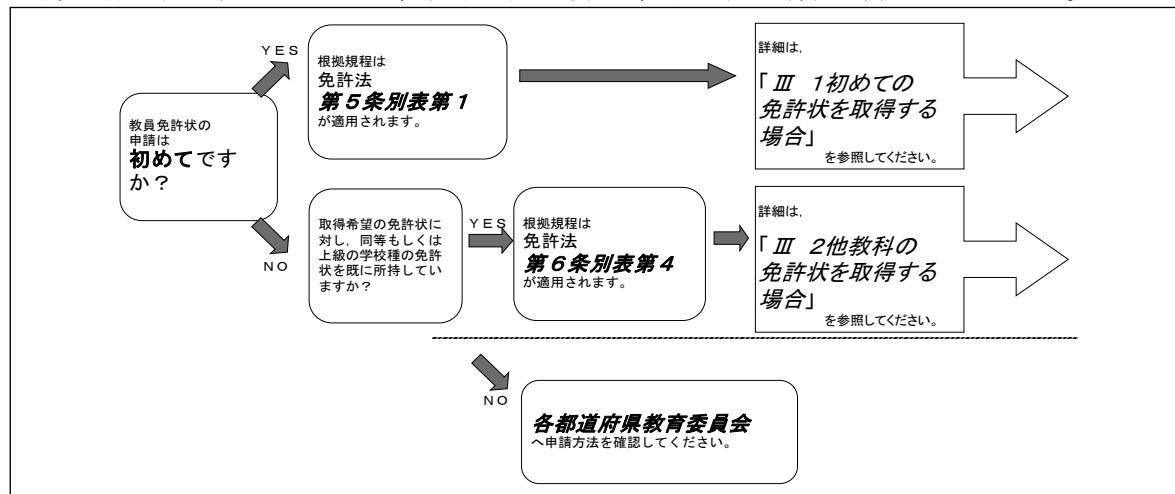
2 教職コースにおける根拠法令について

この『手引』は、免許状を取得する方法を以下の2つに大別して説明しています。

根拠法令	概要
免許法第5条別表第1	初めて中学校2種・中学校1種・高等学校1種免許状を取得する場合
免許法第6条別表第4	既に中学校2種・中学校1種・高等学校1種免許状を所持していて、所持する免許状と同じ学校種で、かつ他教科の免許状を取得する場合

① 免許申請の根拠規定の確認

免許状申請の根拠規定については、以下の表を確認し、該当する部分を確認してください。



② 上記規定によらない免許状申請のケース

次の方法で免許状を取得する場合には、上記以外の法令が根拠となりますので、留意してください。
なお、免許状の申請先は、原則として、住民票がある都道府県の教育委員会となります。
ただし、現職教員の方は、勤務先がある都道府県教育委員会が申請先となります。

(1) 免許法施行規則第10条の6による申請

2種免許状及び学士の学位を有する方が、免許法第5条別表第1の規程により、1種免許状の授与を受けようとするときは、1種免許状に係る単位数のうち2種免許状に係る単位数を既に修得したものとみなされ、免許状申請に不足する単位数を修得することで1種免許状を申請することができます。

この根拠規定で申請する場合には、修得が必要な区分及び単位数等の確認を申請する予定の教育委員会で指導を受けてください。

(2) 免許法第6条別表第3による申請

教員として所定の期間を勤務した証明を有する方が、免許状申請の必要単位を修得することで所持する免許状の上級免許状を申請することができます。勤務年数により必要単位（単位数とその内訳等）が異なりますので、勤務地の教育委員会で指導を受けてください。

(3) 免許法第6条別表第8による申請

教員として所定の期間を勤務した証明を有する方が、免許状申請の必要単位を修得することで隣接する学校種の2種免許状（高等学校の場合は1種）を申請することができます。必要単位（単位数とその内訳等）や勤務年数等については、勤務地の教育委員会で指導を受けてください。

II

教職コース履修にあたってのガイド

教職コースの履修にあたり下記ガイドに従い、各章の記載内容を確認してください。

I) 教職コースについて



- ・通信教育部で取得できる免許の種類
- ・免許申請の根拠法令

III) 教員免許状取得における所要資格について



- ・初めての免許状取得の場合（別表第1）
- ・他教科の免許状取得の場合（別表第4）

IV) 必要修得単位の確認方法について



- ・免許状取得の不足単位確認ガイド（初めての免許状取得、他教科の免許状取得）
- ・確認するための「学力に関する証明書」とは

V) 単位修得について



- ・教免規則第66条の6に定める科目一覧
- ・教職に関する科目一覧
- ・教科に関する科目一覧

VI) 介護等の体験について



（中学校免許状取得希望の場合のみ）

- ・介護等体験の内容
- ・受講手続について
- ・介護等体験事前指導
- ・体験にあたっての心構え

VII) 教育実習について



- ・教育実習とは
- ・実習校への受入依頼
- ・受講手続
- ・教育実習にあたっての事前準備、心構え

VIII) 教職実践演習について



- ・教職実践演習とは
- ・実践演習の受講要件
- ・受講手続
- ・履修カルテとは

IX) 必要単位修得後の手続きについて



- ・一括申請と個人申請

免許状取得へ

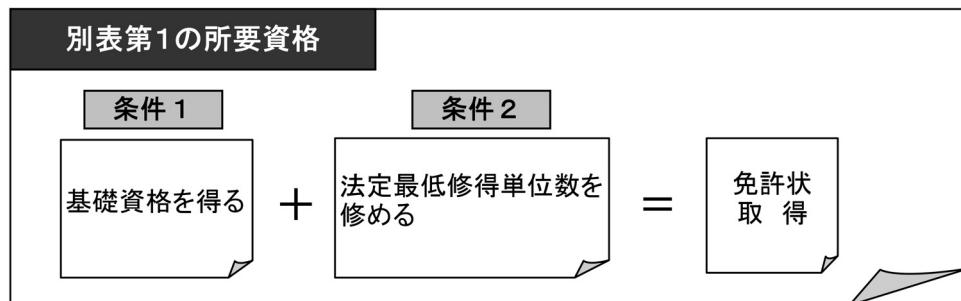
III

教員免許状取得における所要資格について

1 初めての免許状取得の場合【別表第1】

免許法第5条別表第1（以下、「別表第1」と略記）を根拠として免許状を取得するケースを説明します。

別表第1に定める所要資格は、次の条件1と条件2の両方を充足することにより、別表第1を根拠規定として取得希望の免許状申請が可能となります。



具体的な基礎資格及び法定最低修得単位数は、以下のとおりです。

＜別表第1＞

所要資格 取得希望の 免許状の学校種		基礎資格 条件1	法定最低修得単位数 条件2							
教科に 関する 科 目	教職に 関する 科 目	教科又は 教 職 に 関 す る 科 目	66条の6				合計			
			日本国 憲 法	体 育	外 国 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	情 報 機 器 の 操 作				
中学校	2種	短期大学卒業資格を得るか、大学で短期大学卒業資格と同等の資格を得る	10	21	4 (注1)	2 (注2)	2	2	2 (注2)	43
	1種	大学卒業資格を得る	20	31	8 (注1)	2 (注2)	2	2	2 (注2)	67
高等学校	1種	大学卒業資格を得る	20	23	16 (注1)	2 (注2)	2	2	2 (注2)	67

(注1) 「教科又は教職に関する科目」は、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の法定最低修得単位数を超過して修得した単位が充当されます。

(注2) 本学では、開設科目の所定単位の関係から、2単位ではなく4単位の修得が必要となります。

条件2について： 取得希望の教科によっては、本学通信教育部における開設科目の所定単位の関係から、法定最低修得単位数を超過する単位を修得しなければならない場合があります。

① 基礎資格について

ここでは、学歴別に基礎資格を説明します。法令上の基礎資格は<別表第1>の表のとおりです。

(1) 学歴別基礎資格

ア. 高等学校卒業者・専門学校修了者

取得希望の免許状の種類	基礎資格
中1種・高1種	本学通信教育部を卒業して「学士」の学位を取得する。
中2種	①本学通信教育部を卒業して「学士」の学位を取得する。 ②本学通信教育部で定める短期大学卒業資格と同等の資格である2学年修了条件を充足する。(後掲②参照)

イ. 短期大学卒業者

取得希望の免許状の種類	基礎資格
中1種・高1種	本学通信教育部を卒業して「学士」の学位を取得する。
中2種	すでに基礎資格を有しています。 本学通信教育部を卒業する必要はありません。

ウ. 大学卒業者

取得希望の免許状の種類	基礎資格
中1種・高1種	すでに基礎資格を有しています。
中2種	本学通信教育部を卒業する必要はありません。

エ. 海外大学卒業者

条件 : 【国内大学の卒業が原則必要】

教員免許状取得の基礎資格となる「大学卒業」は、国内の大学の卒業が必要

[教育職員免許法第18条] 外国の大学の卒業又は修了や修得した単位を基礎として、日本の免許状の授与を受ける場合には、免許状を交付する教育委員会の検定となります。

対応策 : 【教育委員会に確認が必要】

教員免許状を申請する予定の教育委員会（住民票がある都道府県の教育委員会）に卒業した海外の大学の「学位」や修得した単位が有効であるかを確認してください。なお、当該事項の確認には、時間を要する場合があります。

(2) 2学年修了条件

2学年修了条件には、次のとおり所定の在学期間及び最低修得単位が必要です。

在学期間	休学期間に含まずに本学通信教育部に2年以上在学すること。
最低修得単位内訳	総合教育科目：20単位 外国語科目：8単位（文理学部文学専攻（英文学）は英語10単位） 保健体育科目：2単位（「講義」1単位及び「実技」1単位） 専門教育科目：32単位（文理学部文学専攻（英文学）は30単位） 合計：62単位以上を修得すること。 ※外国語科目は、英語・ドイツ語・フランス語・中国語のいずれかの1か国語で8単位。ただし、文理学部文学専攻（英文学）は英語で10単位。

② 法定最低修得単位の修得条件について

ここでは、学歴別に法定最低修得単位について説明します。法定最低修得単位数の内訳は<別表第1>の表のとおりです。

(1) 高等学校卒業者・専門学校修了者

取得希望の免許状の種類	法定最低修得単位
中2種 中1種 高1種	【法定最低修得単位の内訳に相当する科目・単位について】 すべて本学通信教育部で修得すること 取得希望の免許状に応じた科目を確認してください。
	【注意事項】 専門学校修了者のみ 本学編入学時の認定単位は、教員免許状申請には有効な単位となりません。 ただし、卒業所定単位には算入できる単位です。

(2) 短期大学卒業者

取得希望の免許状の種類	法定最低修得単位
中2種	【法定最低修得単位の内訳に相当する科目・単位について】 すべて本学通信教育部で修得すること 取得希望の免許状に応じた科目を確認してください。
	【注意事項①】 本学編入学時の認定単位は、教員免許状申請には有効な単位となりません。 ただし、卒業所定単位には算入できる単位です。 【注意事項②】 《取得希望の免許状に対して、有効な単位を出身大学で修得している場合》 取得希望の免許状に対して、有効な科目・単位を出身短期大学で修得している場合、本学では当該不足単位分を補えばよいことになります。有効な科目・単位の確認は、出身短期大学へ問い合わせてください。なお、教育実習を本学で受講する場合は、法定最低修得単位数を超過する単位を修得しなければならない場合があります。
中1種 高1種	【法定最低修得単位の内訳に相当する科目・単位について】 すべて本学通信教育部で修得すること 取得希望の免許状に応じた科目を確認してください。
	【注意事項①】 本学編入学時の認定単位は、教員免許状申請には有効な単位となりません。 ただし、卒業所定単位には算入できる単位です。 【注意事項②】 《下記のケースは所轄の教育委員会で不足科目・単位を各自確認》 ① 中2種の免許状を所持し、同じ教科の中1種の免許状のみを取得する場合 ② 「教免規則66条の6に定める科目」、「教職に関する科目」を出身短期大学で修得している場合

(3) 大学卒業者

取得希望の免許状の種類	法定最低修得単位
中2種	【法定最低修得単位の内訳に相当する科目・単位について】 すべて本学通信教育部で修得すること ただし、取得希望の免許状に対して、免許状申請に有効な単位を出身大学等で修得している場合には、当該不足単位を修得してください。 取得希望の免許状に応じた科目を確認してください。
中1種	【注意事項①】 本学編入学時の認定単位は、教員免許状申請には有効な単位となりません。 ただし、卒業所定単位には算入できる単位です。
高1種	【注意事項②】 《取得希望の免許状に対して、有効な単位を出身大学で修得している場合》 本学通信教育部では当該不足単位分を補うこと。 有効な科目・単位の確認は、出身大学へ問い合わせてください。 さらに教育実習を本学通信教育部で受講する場合は、法定最低修得単位数を超過する単位を修得しなければならない場合があります。

③ 免許状取得に必要な科目区分について

免許状取得における必要単位は、8ページ<別表第1>の表のとおり、以下の4つの区分に分けられています。必要な科目や単位数については、23ページ以降の「V 単位修得について」で確認してください。

(1) 教科に関する科目

「教科に関する科目」は、社会科の「日本史及び外国史」や「法律学、政治学」、英語科の「英語学」や「英語コミュニケーション」、国語科の「国文学」や「漢文学」などの各教科の専門知識を養う科目です。「教科に関する科目」は、中学校及び高等学校の学習指導要領と密接に関係しており、教免規則によって教科ごとに修得すべき区分（内容）が定められています。これらの区分ごとに「一般的包括的内容（当該区分の内容を充足する科目）」を含んだ科目を修得する必要があります。

(2) 教職に関する科目

「教職に関する科目」は、「現代教職論」、「国語科教育法」、「英語科教育法」、「生徒指導・進路指導論」、「教育実習」等の教員になるために必要な知識や専門的力量を養う科目です。「教職に関する科目」についても教免規則において、修得すべき内容が定められています。

(3) 教科又は教職に関する科目（又は科目）

「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の両方で教員免許状取得に必要な単位数を各区分で充足した上で、さらに修得しなければならない単位です。本学では、「又は科目」としての科目を開設していませんので、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」から修得する必要があります。

「又は科目」については、免許状ごとに修得が必要となりますので、次ページの具体例等を参照し、失念がないように修得してください。

<法定最低修得単位数>

免許状の種類		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
中学校	2種	10	21	4	35
	1種	20	31	8	59
高等学校	1種	20	23	16	59

例1

文理学部文学専攻（英文学）の学生が「中1種・高1種英語科の免許状」を取得する場合

<例：単位修得状況>

免許状の種類	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
中1種・高1種英語	20	31	以下解説参照	51

解説

前掲の<法定最低修得単位数>と照らし合わせると…

中1種：「又は科目」8単位不足

高1種：「又は科目」8単位不足

（「教職に関する科目」の超過分8単位(31単位-23単位)が充当され8単位不足となる）

上記不足単位を「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の中から修得すること。

例2

法学部法律学科の学生が「中1種社会・高1種地理歴史」を取得する場合

<例：単位修得状況>

免許状の種類	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
中1種社会	36	31	以下解説参照	67
高1種地理歴史	24	29	以下解説参照	53

解説

前掲の<法定最低修得単位数>と照らし合わせると…

中1種：「又は科目」は不足単位なし

（「教科に関する科目」の超過分16単位(36単位-20単位)が充当されるため）。

高1種：「又は科目」は6単位不足

（「教科に関する科目」の超過分4単位(24単位-20単位)と「教職に関する科目」の超過分6単位(29単位-23単位)との合計超過分10単位が充当され6単位不足となる）。

上記不足単位を「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の中から修得すること。

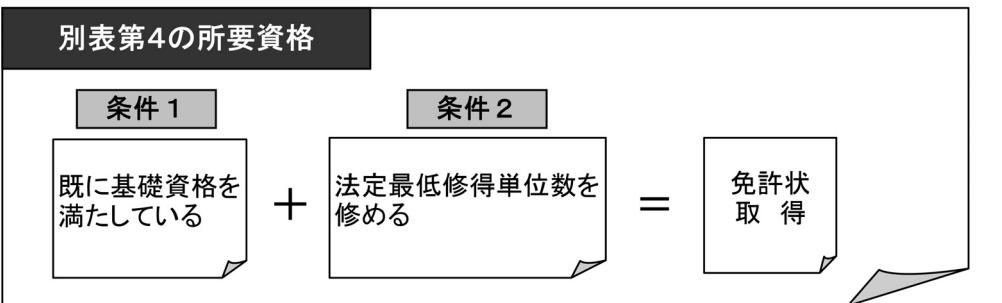
(4) 施行規則66条の6に定める科目

「施行規則66条の6に定める科目」は、中学校や高等学校に限らず、幼稚園、小学校、特別支援学校等の全ての教員免許状取得に必要となる共通の科目です。各区分2単位以上の修得が必要となります。

2 他教科の免許状取得の場合【別表第4】

免許法第6条別表第4(以下「別表第4」)を根拠として免許状を取得するケースを説明します。

別表第4に定める所要資格は、次の条件1と条件2の両方を充足することにより、別表第4を根拠規定として取得希望の免許状申請が可能となります。



具体的な基礎資格及び法定最低修得単位数は、以下のとおりです。

<別表第4>

所要資格 取得希望の 免許状の種類	基礎資格 条件1	法定最低修得単位数 条件2		
		教科に 関する 科 目	教職に 関する 科 目	合計
中学校	2種	取得希望免許状に対して同等もしくは上級の学校種の免許状をすでに所持している	10	3(注)
	1種		20	8
高等学校	1種	20	4	24

(注1) 本学では、開設科目の所定単位の関係から、3単位ではなく4単位の修得が必要となります。

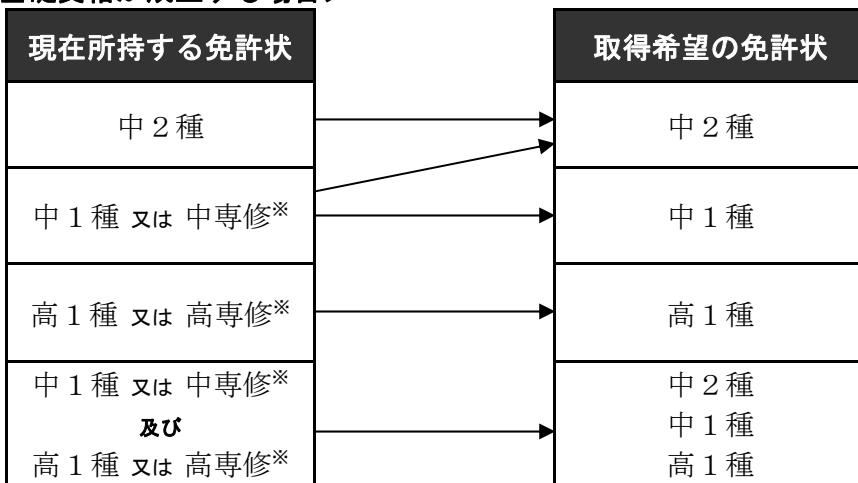
(注1) 「教職に関する科目」は「各教科の指導法」の科目のみ修得。

条件2について： 取得希望の教科によっては、本学通信教育部における開設科目の所定単位の関係から、法定最低修得単位数を超過する単位を修得しなければならない場合があります。

① 基礎資格について

現在所持する免許状と取得希望の免許状との関係が、下表に示す関係にある場合のみ別表第4を根拠規定とする基礎資格が成立します。

<基礎資格が成立する場合>



*「中専修」とは中学校専修免許状、「高専修」とは高等学校専修免許状のことです。(本学では取得できません。)

次表に示す関係にある場合は、「別表第4」による他教科の免許状取得はできませんので該当する根拠規定により免許状を取得してください。

<基礎資格が成立しない場合>

現在所持する免許状	取得希望の免許状	該当する根拠規定
中2種	中1種	各自で所轄の教育委員会に確認
中1種	高1種	免許法第5条別表第1
高1種	中1種	免許法第5条別表第1

② 法定最低修得単位と本学通信教育部での必要単位

法定最低修得単位の内訳は、前掲の＜別表第4＞に掲げたとおりです。

【免許状の取得にあたり有効な科目・単位を出身大学等で修得している場合】

不足する科目・単位を補うこと。有効な科目・単位の確認は、出身大学等へ問い合わせてください。

【免許状の取得にあたり有効な科目・単位を出身大学等で修得していない場合】

必要科目・単位をすべて本学通信教育部で修得すること。(認定単位の取扱いに注意)

課程認定の関係から本学通信教育部で修得が必要な「教科に関する科目」の単位数は、下表のとおりです。

本学通信教育部における具体的な授業科目は、後掲の「IV 単位修得について」にて確認してください。

また、「教科に関する科目」については、取得希望免許状の教科に該当する「教科の指導法」の修得が必要となります。本学通信教育部では「教科の指導法」に該当する科目として各教科の「教科教育法」を開設しています。修得が必要な科目・単位は、「IV-6-① 各教科の指導法 修得科目組み合わせ一覧」を確認してください。

＜教科に関する科目＞

学部 学科・専攻	学校種及び教科	本学通信教育部 で修得が必要な 教科に関する科目の単位数	学部 学科・専攻	学校種及び教科	本学通信教育部 で修得が必要な 教科に関する科目の単位数
法学部 法律学科	中2種 社会科	3 6	文理学部 哲学専攻	中2種 社会科	3 2
	中1種 社会科	3 6		中1種 社会科	3 2
	高1種 地理歴史科	2 4		高1種 公民科	2 0
	高1種 公民科	2 0		中2種 社会科	3 2
法学部 政治経済学科	中2種 社会科	3 6	文理学部 史学専攻	中1種 社会科	3 2
	中1種 社会科	3 6		高1種 地理歴史科	2 4
	高1種 地理歴史科	2 4		中2種 社会科	3 2
	高1種 公民科	2 0		中1種 社会科	3 2
文理学部 文学専攻 (国文学)	中2種 国語科	2 4*	経済学部 経済学科	高1種 地理歴史科	2 0
	中1種 国語科	2 4*		高1種 公民科	2 0
	高1種 国語科	2 2*		高1種 商業科	2 0
文理学部 文学専攻 (英文学)	中2種 英語科	1 2		中2種 社会科	2 4
	中1種 英語科	2 0		中1種 社会科	2 4
	高1種 英語科	2 0		高1種 公民科	2 0
				高1種 商業科	2 0

※国語科免許状取得の「教科に関する科目」の単位数は、「文章表現法」で算出していますが、スクーリング開講時のみ修得が可能な「文章表現演習」を修得する場合は、単位数が異なります。

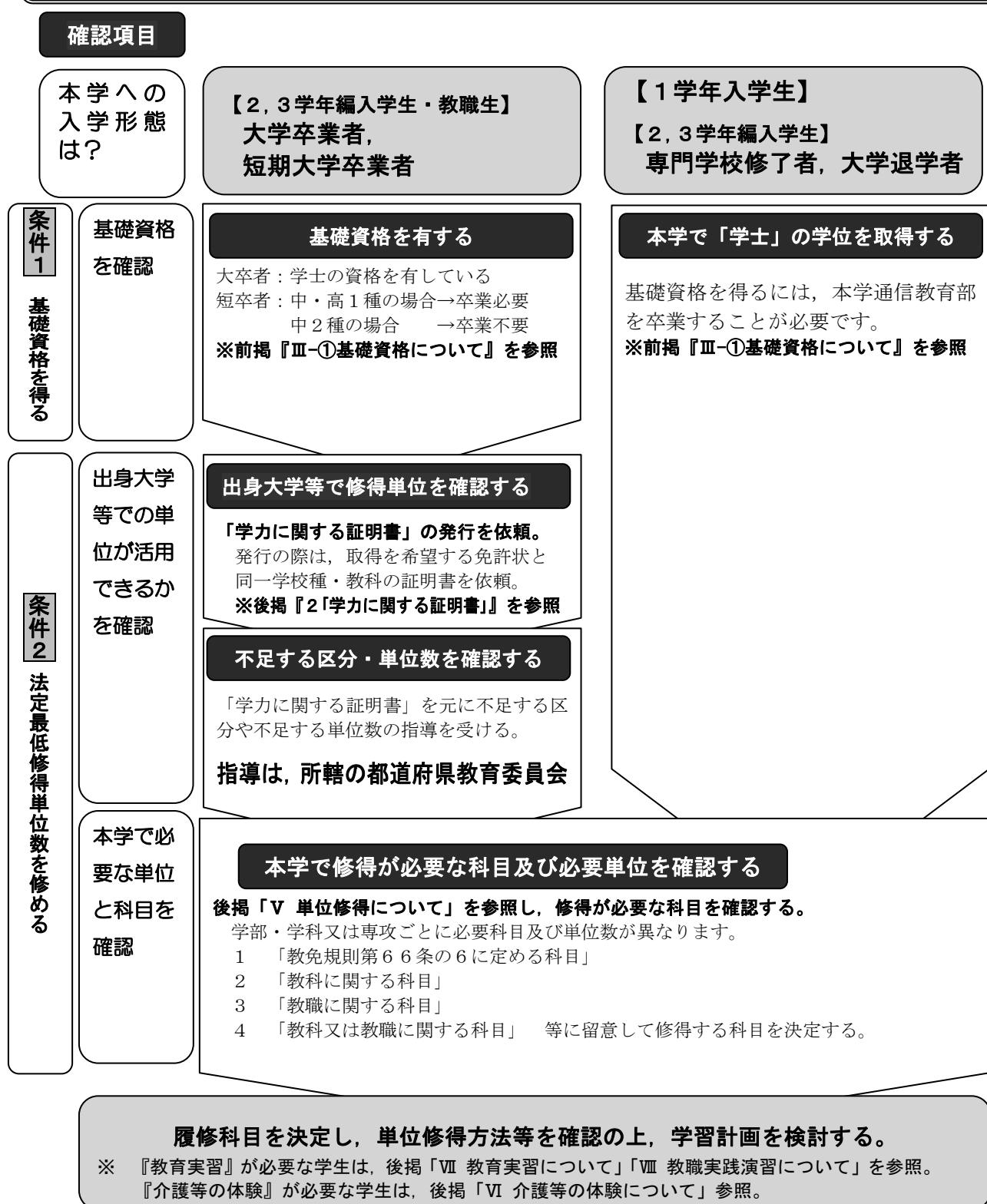
IV

必要修得科目の確認について

1 免許状取得の不足単位の確認ガイド

ここでは、取得を希望する免許状を決定した方に下記のガイドの確認項目に沿って、**本学で修得が必要な科目及び必要単位を確認していきます。**

初めての免許状取得の場合<別表第1>



他教科の免許状取得の場合<別表第4>

確認項目

条件1
基礎資格

基礎資格を確認

取得希望免許状に対して、同等もしくは上級の学校種の免許状をすでに所持している

条件2
法定最低修得単位数を修める

出身大学等での単位が活用できるかを確認

出身大学に取得を希望する教科の免許状の課程認定がない場合

出身大学に取得を希望する教科の免許状の課程認定がある場合



出身大学等で修得単位を確認する

「学力に関する証明書」の発行を依頼。
発行の際は、取得を希望する免許状と同一学校種・教科の証明書を依頼。
※後掲『2「学力に関する証明書』を参照

不足する区分・単位数を確認する

「学力に関する証明書」を元に不足する区分や不足する単位数の指導を受ける。

指導は、所轄の都道府県教育委員会

本学で必要な単位と科目を確認

本学で修得が必要な科目及び必要単位を確認する

後掲「V 単位修得について」を参照し、修得が必要な科目を確認する。

学部・学科又は専攻ごとに必要科目及び単位数が異なります。

- 1 「教科に関する科目」
- 2 「教職に関する科目」 等に留意して修得する科目を決定する。

履修科目を決定し、単位修得方法等を確認の上、学習計画を検討する。

2 「学力に関する証明書」について

この証明書では、各区分で免許法上の定められた最低単位数（法定最低修得単位数）及び各区分の内容を充足するために必要な「科目」が記載されています。出身大学等が発行した「学力に関する証明書」を本学通信教育部の様式を参考にして修得単位を確認してください。

(1)

教免規則第 66 条の 6 に定める科目

詳細は後掲（1）を参照。

(2)

教科に関する科目

詳細は後掲（2）を参照。

(3)

教職に関する科目

詳細は後掲（3）を参照。

(4)

教科又は教職に関する科目

詳細は後掲（4）を参照。

学力に関する証明書

学生番号	*****	
氏名	● ● ●	
生年月日	昭和**年**月**日	
中学校 1 種	国語科（別表第 1 ）	
単位	修得 年月日	入学・編入学・卒業・修了・退学の別、学位
平成 26 年 4 月 1 日	日本大学通信教育部 文理学部文学専攻（国文学）	3 学年編入学
平成 27 年 4 月 1 日	日本大学通信教育部 同上	在学中

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

科 目	単位	科 目	単位
日本国憲法		外国語コミュニケーション	2
体育	1	情報機器の操作	

科 目	単位	備 考
国語学（音声言語及び文章表現に関するもの を含む。）	8※1	※ 1 一般的的知識の内容を含まず。 ※ 2 国文学史に関するものを含まず。
国文学（国文学史を含む。）	4※2	
漢文学	4	
書道（書写を中心とする。）	2	
		小 計 18

科 目	単位	科 目	単位
教職の意義及び教員の役割		教育課程の意義及び編成の方法	
教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	2	各教科の指導法（国語）	2
進路選択に資する各種の機会の提供等		道徳の指導法	
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		特別活動の指導法	
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	2	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
		第五欄 教育実践	2
		第六欄 教職実践演習	
		選 択	
		小 計	8

科 目	単位	科 目	単位
第二欄 教職の意義等に関する科目		第三欄 教育の基礎理論に関する科目	
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	2
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
		第五欄 教育実践	2
		第六欄 教職実践演習	
		選 択	
		小 計	8

科 又 は 教 職 に 関 す る 科 目	科 目	単位	科 目	単位

備考 上記の証明は編入学に依る単位認定を含んでおりません。

上記の全ての単位を修得した年度 平成 26 年度 合 計 29 単位

上記の事項を証明する。

平成 27 年 4 月 1 日

日本大学通信教育部長 ● ● ●

取扱者印

「学力に関する証明書」の発行を依頼する場合、取得を希望する免許状と同一学校種（中学校 1 種や高等学校 1 種）の同一教科（英語科や社会科など）の証明書を依頼してください。同一学校種や同一教科の証明書が発行できない場合には、発行が可能な「学力に関する証明書」の発行を依頼してください。

(1) 教免規則第66条の6に定める科目【66条の6】

学校種や教科に関わらず全ての免許状において、必要となる区分です。

「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」4つの区分それぞれ2単位以上の単位が必要となりますので、不足単位を確認してください。

不足する場合には、「V 単位修得について」の「5 日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・情報機器の操作」を参照し、不足する科目を修得してください。

【ここに注目！】

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目			
科 目	単位	科 目	単位
日本国憲法		外国語コミュニケーション	2
体育	1	情報機器の操作	
教 科 に 関 す る 科 目			

上記の参考様式の場合、「外国語コミュニケーション」については充足していますが、他の区分については充足していないため、「日本国憲法」、「体育」及び「情報機器の操作」については、不足する単位を修得する必要があります。

注意！

<編入学時に認定された認定単位の取扱いについて>

編入学生及び教職生は、入学時に出身大学等で修得した単位が卒業所定単位として認定されますが、この認定された単位は免許状申請には算入できません。

認定単位は、編入学生が本学通信教育部を卒業する場合にのみ有効ですので、免許状取得のみを目的とし、本学通信教育部の卒業を目指さない編入学生には、編入学時の認定単位は意味をなしません。

具体例

「英語Ⅰ」は、卒業所定単位の「外国語科目」であると同時に「教免規則第66条の6に定める科目」に規定される「外国語コミュニケーション」に該当する科目です。

編入学時に認定された「英語Ⅰ」は、卒業所定単位の「外国語科目」としては、有効となります。が、免許状申請の際の「学力に関する証明書」には本学通信教育部で修得した単位として証明されませんので、留意が必要です。

また、「保健体育講義Ⅰ」及び「体育実技Ⅰ」についても同様です。

※認定科目の再履修

履修登録、スクーリング受講申込等、通常の単位修得と同様の手続きで再履修が可能となります。

(2) 教科に関する科目

各科目区分の内容を単位充足した上で、さらに法定最低修得単位数を充足する必要があります。

【出身大学等においての修得単位が、各区分の内容を充足していない場合】

この場合、以下の【ここに注目！】と同様に備考欄又は欄外等に注を記載しています。

備考欄等に記載がある場合には、法定最低修得単位を充足している場合でも免許状が取得できません。

本学通信教育部において区分の内容を充足するための科目を修得する必要があります。区分の内容を充足するための科目は、各区分の「必修科目」及び「選択必修科目」が該当しますので、必ず修得してください。

学部・学科又は専攻によって必要科目が異なりますので、「V 単位修得について」の「7 教科に関する科目」で必要科目を確認する際は、十分に注意してください。

【ここに注目！】「国語科」

日本国語		ノン	ヨン	ク
休育		1	情報機器の操作	ク
教科に関する科目				
科目		単位	備考	
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	8※1	※1 一般的的包括的内容を含まず。 ※2 国文学史に関するものを含まず。	
	国文学（国文学史を含む。）	4※2		
	漢文学	4		
	書道（書写を中心とする。）	2	小計	18
教職に関する科目		科 目	科 目	単位
科 目	単位	科 目	科 目	単位

上記の参考様式は、他の教科の場合でも備考欄等に注が記載されている場合には、当該区分を満たすための必修科目を修得する必要があります。

また、区分の一部を出身大学等で修得し、残りの部分を本学通信教育部で修得する方法は、東京都教育委員会の指導により、認められません。注がされた区分については、その区分の内容を充足する科目全てを本学通信教育部で修得してください。参考様式の場合では、「国文学」のように区分の一部を修得している場合でも「国文学」の区分全体を本学通信教育部で充足させる必要があります(国文学史に関するもののみを修得することで免許状取得ができるわけではありません)。「漢文学」や「書道」のように区分を充足している部分については、改めて修得する必要はありません。

(3) 教職に関する科目

各科目区分の内容を単位充足した上で、さらに法定最低修得単位数を充足する必要があります。

【出身大学等においての修得単位が、各区分の内容を充足していない場合】

各区分に定められている「科目」は、全て「必修科目」又は「選択必修科目」となっていますので、「V 単位修得について」の「6 教職に関する科目」に記載されている「必修科目」及び「選択必修科目」を修得することで法定最低修得単位を充足します。ただし、「各教科の指導法」については、取得を希望する免許状によって、修得する科目が異なりますので、「教科の指導法」を確認してください。

出身大学等で「教職に関する科目」の一部を修得している場合には、修得した科目がどの区分に該当するかを確認し、不足する区分の科目を修得してください。出身大学等で修得した単位が該当する区分は、「学力に関する証明書」に修得した区分の単位数が記載されますので、不足する単位数及び区分を確認の上、「V 単位修得について」の「6 教職に関する科目」を参照し、必要単位を修得してください。

【ここに注目！】

		英文字 書道（書写を中心とする。）	4 2	小計		18	
		教職に関する科目					
		科目	単位	科目	単位		
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）			各教科の指導法（国語）		
		進路選択に資する各種の機会の提供等			道徳の指導法		
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	特別活動の指導法		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			生徒指導の理論及び方法		
教科又は教職に関する科目				第五欄 教育実習	進路指導の理論及び方法	2	
					教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）		
					の理論及び方法		
				第六欄 教職実践演習	選択	8	
					小計		
					その他		
		科 日 単位	科 日 単位		科 日 単位		

「学力に関する証明書」では、教免規則上の区分及び各区分に含めることが必要な事項が記載されていますので、どの部分が不足するかを確認し、不足する区分を修得してください。上記参考様式では、「第三欄」の「教育の基礎理論に関する科目」において、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」と「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」が未修得ですので、当該区分の科目を修得する必要があります。

なお、教免規則上の各区分において、それぞれの必要単位数が定められていますので、下表の「教免規則上の必要単位一覧」を確認し、各区分の必要単位を充足するように修得してください。

【教免規則上の必要単位一覧】

区分	中2種	中1種	高1種
第二欄 教職の意義等に関する科目	2	2	2
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	4	6	6
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	4	1 2	6
第四欄 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	4	4
第五欄 教育実習	5	5	3
第六欄 教職実践演習	2	2	2
合 計（法定最低修得単位）	2 1	3 1	2 3

上記の必要単位は、教免規則に定められた単位数であり、本学通信教育部で「中学校2種」及び「高等学校1種」を取得する場合、法定最低修得単位より多い単位数（中学校2種の場合29単位、高等学校1種の場合は25単位）が必要となりますので、留意してください。

(4) 教科又は教職に関する科目【又は科目】

教免規則において、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」とは別に「教科又は教職に関する科目」の区分があります。詳細は、「4-② 法定最低修得単位(又は科目)」の内容を確認し、必要単位を修得してください。また、複数の免許状の取得を希望する場合には、教科ごとに「教科又は教職に関する科目」が必要となりますので、出身大学等から教科ごとに証明書を請求し、修得単位数を確認してください。

【ここに注目！】

は該當的事項		小計		8
教科又は教職に関する科目		その他の		
科目	単位	科目	単位	
備考				
上記の証明は編入学に依る単位認定を含んでおりません。				

本学通信教育部では、「教科又は教職に関する科目」に該当する特定の科目を開設しておりませんので、上記参考様式のように空欄となります。「教科又は教職に関する科目」を開設している大学によっては、「科目名」の記載がなく「単位数」のみを標記している場合もありますので、証明書を確認してください。

(5) その他注意事項

＜現行の「新免許法課程」以前の「旧免許法課程・旧々免許法課程」で修得した単位を申請に使用する場合＞

平成27年度現在、本学通信教育部では、現行の「新免許法課程」を適用しています。

「新免許法課程」以前の「旧々免許法課程」や「旧免許法課程」の条件で免許状の所要資格が充足できず、「新免許法課程」で不足単位を修得し、免許状申請をする場合には、「旧々免許法課程」や「旧免許法課程」で修得した単位を「新免許法課程」の条件に読み替えた証明書で不足単位を確認の上、履修してください。

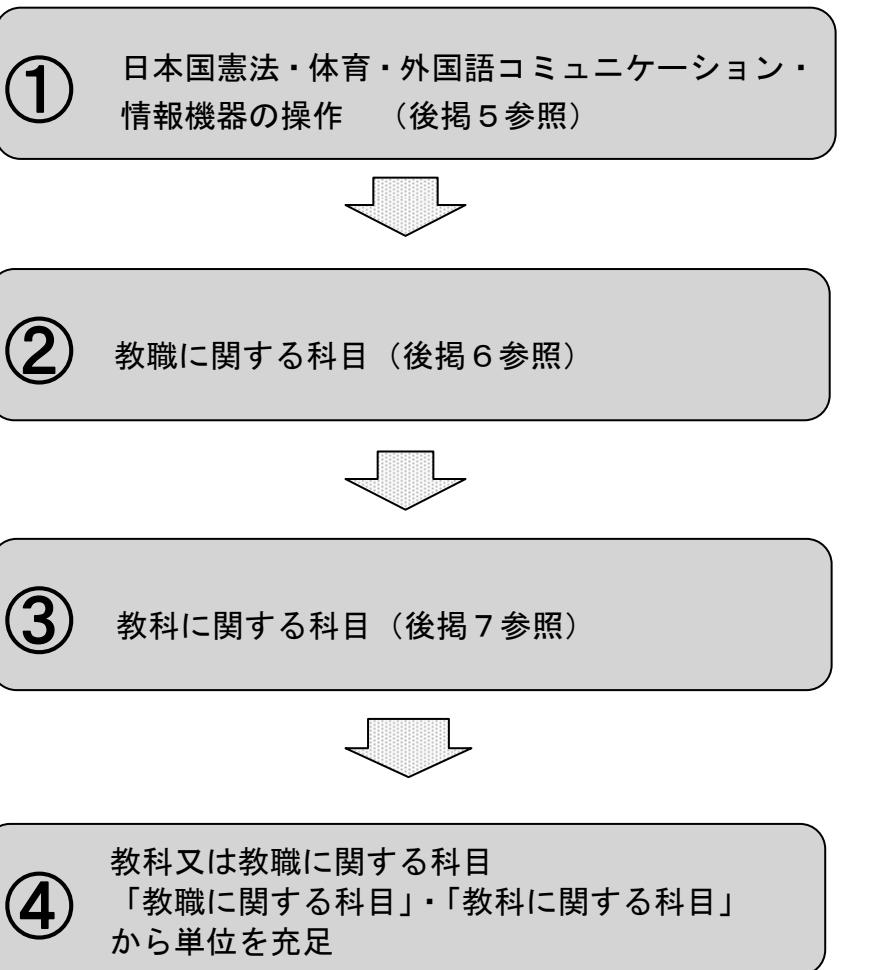
なお、本学通信教育部を離籍するまでに修得した単位が、「新免許法課程」の条件に読み替えられない場合があり、「旧々免許法課程」や「旧免許法課程」での修得単位が全て有効になる訳ではありませんので、留意してください。

V

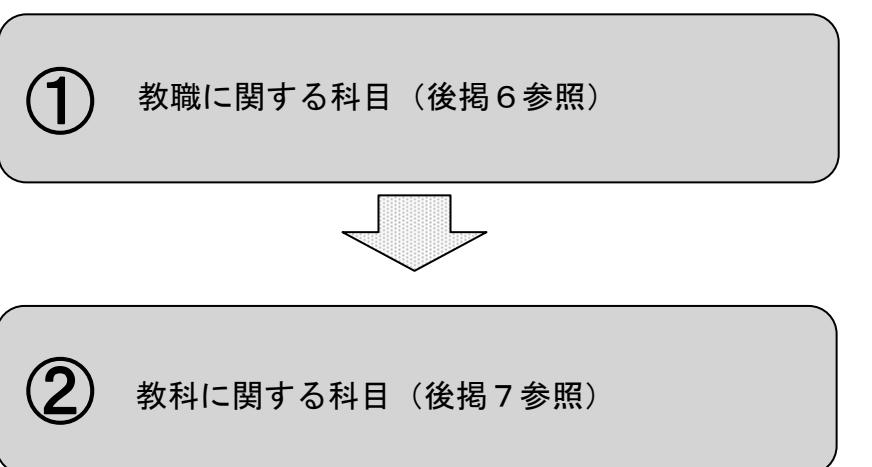
単位修得について

1 教職コース科目の確認の流れ

- ① 初めて中2種・中1種・高1種を取得する場合（別表第1）



- ② 既に中2種・中1種・高1種免許状を所持していて、所持する免許状と同じ学校種で、かつ、他教科の免許状を取得する場合（別表第4）



2 所定単位の充足について

本学通信教育部では学則により科目ごとの所定単位が卒業所定単位として定められており、その所定単位の完成をもって単位修得となります。

具体的な単位修得方法については、『学修要覧』を参照してください。

3 表の見方

- ① 後掲5～7の表は、各学部・専攻部門で取得できる免許状に対応する科目を掲載しています。
- ② *1 「試験時間割」は、科目修得試験の時間割を記載しています。
1は1時限目、2は2時限目、3は3時限目、4は4時限目
※印は、スクーリング開講時のみ履修できる科目を示しています。
- ③ *2 「本学の開講科目・単位」で、○印が付された科目は、必修科目です。
}印は選択必修科目です。
「教職に関する科目」の下記科目は科目修得試験の実施はありません。履修登録は必要ありません。
「教育実習事前・事後指導（教育実践指導）」、「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」、「教職実践演習」
- ④ *2の開講科目・単位欄に記載された単位数（所定単位）を完成させなければ、当該科目を修得したことにはなりません。
- ⑤ 初めて中学校2種・中学校1種・高等学校1種を取得する場合に、修得しなければならない単位数は、表中の「別表第1」の欄（*3）を参照してください。
- ⑥ 既に中学校2種・中学校1種・高等学校1種免許状を所持していて、所持する免許状と同じ学校種で、かつ、他教科の免許状を取得する場合に修得しなければならない単位数は、表中の「別表第4」の欄（*4）を参照してください。
- ⑦ 本学では、「教科又は教職に関する科目（又は科目）」の区分に該当する独立した科目は開設していません。よって、「又は科目」は、*5のとおり「教科に関する科目」、「教職に関する科目」の法定最低修得単位数を超過した単位（科目数ではなく単位数）を「又は科目」の単位に充てています。
- ⑧ 「法定最低修得単位」は、免許法上最低限修得すべき単位であり、本学通信教育部で教職コースを履修する場合は、「本学での必要単位」を充足しなければなりません。
- ⑨ 編入学生・教職生・科目履修生が取得希望教科の一部不足分を修得する場合は、各自の単位修得状況により異なりますので、出身大学等の修得単位と照合して確認の上、履修科目を決定してください。

教免規則において、各区分の内容を満たす科目を修得することが定められており、本学通信教育部では、必修科目や選択必修科目を修得することで各区分を満たすことになります。

したがって、必修科目や選択必修科目で定められた科目の単位修得がない場合、学力に関する証明書において、区分を充足していない旨（「一般的包括的内容を含まず」等）が表記されます

4 表の見方のポイント

教免規則による区分ごとの必修科目や
本学での必要単位数をこの表で確認し
てください。

文理学部 文学専攻(英文学)】		中学校・高等学校 英語科				
教免規則による区分	*1 試験時間割	*2 本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位	
					*3 別表第1 (初めての 免許状取得)	
英 語 学	①	QN30700 英語学概説	2年	4	4	
	※	N30700 英語学特殊講義	2年	4		
	③	N30200 英語中	2年	4		
	①		1年	4		
	②		2年	4		
	※	N401S0 英語学演習 I	3年	2		
	※	N402S0 英語学演習 II	3年	2		
	※	N403S0 英語学演習 III	3年	2		
	③	ON200 英米文学概説	1年	4		
	※		2年	4		
英 米 文 学	②		1年	4	4	
	④		2年	4		
	③	N30200 アメリカ文学史	2年	4		
	③	N31200 英米文学特殊講義	2年	4		
	※	N404S0 英米文学演習 I	3年	2		
	※	N405S0 英米文学演習 II	3年	2		
	※	N406S0 英米文学演習 III	3年	2		
	④	N30900 英語コミュニケーション	2年	2		
	③	N31000 英語コミュニケーション	2年	2		
	①	N30400 英語コミュニケーション	2年	2		
異文化理解	②	N30500 英語コミュニケーション	2年	2	2	
	①	N31500 英米事情 I	2年	2		
	③	N31600 英米事情 II	2年	2		
計	②	N31700 異文化間コミュニケーション概論	2年	2	2	
	中2種	区分ごとの必要単位数を充 足させ、該当教科の合計単 位数を充足するように履修 してください。				
	中1種	「教職に関する科目」との合計に注意！ （「又は科目」を修得してください）				
*5					12 12	
					20* 20*	
					20* 20*	

5 日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・情報機器の操作

(全学科共通)

教免規則第66条の6に定める科目

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位	
					別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本国憲法	②	○ B11500 法学(日本国憲法2単位を含む)	1年	4	4	不要
体 育	④	H10100 保健体育講義 I	1年	1	2科目 選 択 必 修	不要
	②	H10200 保健体育講義 II	1年	1		
	※	J101S0 体育実技 I	1年	1		
	※	J102S0 体育実技 II	1年	1		
外国語コミュニケーション	①	○ C10100 英語 I	1年	2	2	不要
情報機器の操作	③	○ R32300 情報概論	2年	4	4	不要

(注) 編入学時に単位認定された「英語 I」、「体育実技 I」、「保健体育講義 I」は、教員免許状申請用の「学力に関する証明書」には記載されません。

なお、教免規則による区分の「日本国憲法」を充足するための科目は、上表のとおり「B11500 法学(日本国憲法2単位を含む)」であり、「K20100 憲法」ではありませんので注意してください。



【ここに注目！】

認定単位は、教員免許状の申請には使えません！

編入学生で「英語Ⅰ」・「保健体育講義Ⅰ・体育実技Ⅰ」が認定された方は注意！

認定単位は卒業単位としてのみ有効です。

詳細は、前掲IV「2 学力に関する証明書について（1）教免規則第66条の6に定める科目」を参照してください。



MEMO

6 教職に関する科目

教免規則による区分			試験時間割	本学の開講科目・単位	配当学年	所定単位	本学での必要単位	
第二欄 教職の意義等に関する科目	別表第1 (初めての免許状取得)						別表第4 (他教科免許状取得)	
教職の意義等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等 		[1]	○T10100 現代教職論	2年	2	2 不要	
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 		[3]	T10200 教育原論	2年	2	1科目選択必修 2 不要	
	<ul style="list-style-type: none"> [2] T10400 教育の歴史 		[2]		2年	2		
	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 		[2]	○T10500 発達と学習	2年	2	2 不要	
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 		[2]	T20100 教育の社会学	2年	2	1科目選択必修 2 不要	
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 		[4]	T20300 国語科教育法 I	2年	2	中2種 ：4 中1種 ：6 高1種 ：4 後掲「①各教科の指導法修得科目組み合わせ一覧」参照	
	<ul style="list-style-type: none"> [1] T20400 国語科教育法 II 		[1]		2年	2		
	<ul style="list-style-type: none"> [2] T30100 国語科教育法 III 		[2]		2年	2		
	<ul style="list-style-type: none"> [3] T30200 国語科教育法 IV 		[3]		2年	2		
	<ul style="list-style-type: none"> [4] T20500 社会科・地理歴史科教育法 I 		[4]		2年	2		
	<ul style="list-style-type: none"> [1] T20600 社会科・地理歴史科教育法 II 		[1]		2年	2		
	<ul style="list-style-type: none"> [2] T20700 社会科・公民科教育法 I 		[2]		2年	2		
	<ul style="list-style-type: none"> [3] T20800 社会科・公民科教育法 II 		[3]		2年	2		
	<ul style="list-style-type: none"> [4] T20900 英語科教育法 I 		[4]		2年	2		
	<ul style="list-style-type: none"> [1] T21000 英語科教育法 II 		[1]		2年	2		
	<ul style="list-style-type: none"> [2] T30300 英語科教育法 III 		[2]		2年	2		
	<ul style="list-style-type: none"> [3] T30400 英語科教育法 IV 		[3]		2年	2		
	<ul style="list-style-type: none"> [4] T21100 商業科教育法 I 		[4]		2年	2		
	<ul style="list-style-type: none"> [1] T21200 商業科教育法 II 		[1]		2年	2		
	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の指導法 		[1]	T21300 道徳教育の理論と方法	2年	2	中学校のみ必修 2 不要	
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別活動の指導法 		[1]	○T21500 特別活動論	2年	2		
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 		[3]	○T21700 教育の方法・技術論	2年	2	2 不要	

教免規則による区分			試験時間割	本学の開講科目・単位	配当学年	所定単位	本学での必要単位		
							別表第1 (初めての 免許取得)	別表第4 (他教科 免許の取得)	
第四欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 	④	OT30500 生徒指導・進路指導論	2年	2		2 不要	
			④	OT30600 教育相談	2年	2		2 不要	
第五欄	教育実習	科目修得試験実施なし		OT401S0 教育実践指導 <small>注1</small>	4年	1		1 不要	
				OT402S0 教育実習事前・事後指導 <small>注2</small>					
				OT403S0 教育実習 I	4年	4	中学校のみ、又は中学校・高等学校を取得する場合修得	4 不要	
				OT404S0 教育実習 II	4年	2	高等学校のみ取得する場合修得	2 不要	
				OT405S0 教職実践演習	4年	2		2 不要	
第六欄	教職実践演習			「教科に関する科目」との合計に注意！ （「又は科目」を修得してください）				29 4	
								31 8	
								25 4	
計		中2種							
		中1種							
		高1種							

注1 … 平成27年度3学年編入学生、3・4学年再入学生のみ適用。

注2 … 平成27年度1学年入学生、2学年編入学生、2学年再入学生のみ適用。

①各教科の指導法 修得科目組み合わせ一覧

(1) 別表第1 (初めての免許状取得の場合)

◆中1種・高1種を同時に取得希望の場合

取得希望の免許状の教科	本学通信教育部で修得すべき科目	合計単位数
中1種国語科 高1種国語科	国語科教育法I, 国語科教育法II, 国語科教育法III	6
中1種社会科 高1種地理歴史科	社会科・地理歴史科教育法I 社会科・地理歴史科教育法II 社会科・公民科教育法I	6
中1種社会科 高1種公民科	社会科・公民科教育法I 社会科・公民科教育法II 社会科・地理歴史科教育法I	6
中1種社会科 高1種地理歴史科 高1種公民科	社会科・地理歴史科教育法I 社会科・地理歴史科教育法II 社会科・公民科教育法I 社会科・公民科教育法II	8
中1種英語科 高1種英語科	英語科教育法I, 英語科教育法II, 英語科教育法III	6

◆中学校のみ又は高等学校のみ取得希望の場合

取得希望の免許状の教科	本学通信教育部で修得すべき科目			合計単位数
国語科	中2種	国語科教育法I, 国語科教育法II		4
	中1種	国語科教育法I, 国語科教育法II, 国語科教育法III		6
	高1種	国語科教育法I, 国語科教育法II		4
社会科	中2種	社会科・地理歴史科教育法I, 社会科・公民科教育法I		4
	中1種	必修 社会科・地理歴史科教育法I 社会科・公民科教育法I 選択必修 社会科・地理歴史科教育法II 社会科・公民科教育法II	1科目選択必修	6
地理歴史科	高1種	社会科・地理歴史科教育法I, 社会科・地理歴史科教育法II		4
公民科	高1種	社会科・公民科教育法I, 社会科・公民科教育法II		4
英語科	中2種	英語科教育法I, 英語科教育法II		4
	中1種	英語科教育法I, 英語科教育法II, 英語科教育法III		6
	高1種	英語科教育法I, 英語科教育法II		4
商業科	高1種	商業科教育法I, 商業科教育法II		4

※高等学校免許状における「教科の指導法」の算入単位について

「社会科・地理歴史科教育法」は、中学校社会科及び高等学校地理歴史科のみに算入可能な科目となり、高等学校公民科に算入することができません。また、同様に「社会科・公民科教育法」は、中学校社会科及び高等学校公民科のみに算入可能な科目となり、高等学校地理歴史科には算入できません。また、いずれの場合にも「教科又は教職に関する科目」としても算入できませんので、留意してください。

なお、国語科及び英語科については、中学校及び高等学校の両方に算入可能です。

(2) 別表第4 (他教科の免許状取得の場合)

取得希望の免許状の教科	本学通信教育部で修得すべき科目		合計 単位数
国 語 科	中2種	国語科教育法Ⅰ, 国語科教育法Ⅱ	4
	中1種	国語科教育法Ⅰ, 国語科教育法Ⅱ 国語科教育法Ⅲ, 国語科教育法Ⅳ	8
	高1種	国語科教育法Ⅰ, 国語科教育法Ⅱ	4
社 会 科	中2種	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ 社会科・公民科教育法Ⅰ	4
	中1種	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ 社会科・公民科教育法Ⅰ 社会科・公民科教育法Ⅱ	8
地理歴史科	高1種	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	4
公 民 科	高1種	社会科・公民科教育法Ⅰ 社会科・公民科教育法Ⅱ	4
英 語 科	中2種	英語科教育法Ⅰ, 英語科教育法Ⅱ	4
	中1種	英語科教育法Ⅰ, 英語科教育法Ⅱ 英語科教育法Ⅲ, 英語科教育法Ⅳ	8
	高1種	英語科教育法Ⅰ, 英語科教育法Ⅱ	4
商 業 科	高1種	商業科教育法Ⅰ, 商業科教育法Ⅱ	4

7 教科に関する科目

【 法学部 法律学科 】

中学校 社会科

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位		
					別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)	
日本史及び 外 国 史	[1]	OK32200 日本史概論	2年	4	1 2	1 2	
	[4]	OK32300 東洋史概論	2年	4			
	[2]	OK32400 西洋史概論	2年	4			
地理学（地 誌を含む。）	[4]	OT21800 地誌学概論	2年	4	1 2	1 2	
	[3]	OT22200 人文地理学概論	2年	4			
	[2]	OT22300 自然地理学概論	2年	4			
法律学、 政治学	[2]	OK20100 憲法	1年	4	4	4	
	※	K318S0 法哲学	2年	4			
	[2]	K31900 日本法制史	2年	4			
	[3]	K30900 行政法 I	2年	4			
	[1]	K31000 行政法 II	2年	4			
	[4]	K31100 國際法	2年	4			
	[4]	K20200 民法 I	1年	4			
	[1]	K30100 民法 II	2年	4			
	[2]	K30200 民法 III	2年	4			
	[3]	K30300 民法 IV	2年	4			
	[1]	K30400 民法 V	2年	4			
	[3]	K30500 商法 I	2年	4			
	[2]	K30600 商法 II	2年	4			
	[4]	K30700 商法 III	2年	4			
	[1]	K31200 國際私法	2年	4			
	[4]	K20300 刑法 I	1年	4			
	[1]	K30800 刑法 II	2年	4			
	[1]	K31600 民事訴訟法	2年	4			
	[2]	K31700 刑事訴訟法	2年	4			
	[2]	K31300 労働法	2年	4			
	[3]	K31400 知的財産権法	2年	4			
	[4]	K31500 税法	2年	4			
	[1]	L20100 政治学原論	2年	4			
	[3]	L30100 行政学	2年	4			
社会学、 経済学	[1]	OL20200 経済学原論	2年	4	4	4	
	[2]	L31500 経済政策	2年	4			
	[4]	L31400 財政学	2年	4			
哲学、倫理 学、宗教学	[1]	P30300 哲学概論	2年	4	4	4	
	[3]	P30500 倫理学概論	2年	4			
計	中2種	「教職に関する科目」との合計に注意！ （「又は科目」を修得してください）				3 6	
	中1種					3 6	

【 法学部 法律学科 】

高等学校 地理歴史科

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位	
					別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本史	[1]	OK32200 日本史概論	2年	4	4	4
	[2]	K31900 日本法制史	2年	4		
	[4]	L30400 日本政治史	2年	4		
	[2]	R30500 日本経済史	2年	4		
外国史	[4]	OK32300 東洋史概論	2年	4	8	8
	[2]	OK32400 西洋史概論	2年	4		
	[1]	L30500 西洋政治史	2年	4		
	[3]	L30600 東洋政治史	2年	4		
	[4]	R30600 西洋経済史	2年	4		
人文地理学 及び 自然地理学	[3]	OT22200 人文地理学概論	2年	4	8	8
	[2]	OT22300 自然地理学概論	2年	4		
地誌	[4]	OT21800 地誌学概論	2年	4	4	4
計	高1種	「教職に関する科目」との合計に注意! (「又は科目」を修得してください)				24



【 法学部 法律学科 】 高等学校 公民科

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位	
					別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)	[4]	OK31100 国際法	2年	4	8	8
	[4]	OL30200 国際政治学	2年	4		
	※	K318S0 法哲学	2年	4		
	[2]	K20100 憲法	1年	4		
	[3]	K30900 行政法I	2年	4		
	[1]	K31000 行政法II	2年	4		
	[4]	K20200 民法I	1年	4		
	[1]	K30100 民法II	2年	4		
	[2]	K30200 民法III	2年	4		
	[3]	K30300 民法IV	2年	4		
	[1]	K30400 民法V	2年	4		
	[3]	K30500 商法I	2年	4		
	[2]	K30600 商法II	2年	4		
	[4]	K30700 商法III	2年	4		
	[1]	K31200 国際私法	2年	4		
	[4]	K20300 刑法I	1年	4		
	[1]	K30800 刑法II	2年	4		
	[1]	K31600 民事訴訟法	2年	4		
	[2]	K31700 刑事訴訟法	2年	4		
	[2]	K31300 労働法	2年	4		
	[3]	K31400 知的財産権法	2年	4		
	[4]	K31500 税法	2年	4		
	[1]	L20100 政治学原論	2年	4		
	[3]	L30100 行政学	2年	4		
社会学, 経済学(国際経済を含む。)	[1]	OL20200 経済学原論	2年	4	8	8
	[4]	OR31100 国際経済論	2年	4		
	[2]	L31500 経済政策	2年	4		
	[4]	L31400 財政学	2年	4		
哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学	[1]	P30300 哲学概論	2年	4	4	4
	[3]	P30500 倫理学概論	2年	4		
計	高1種	「教職に関する科目」との合計に注意! (「又は科目」を修得してください)		1科目選択必修	20	20

【 法学部 政治経済学科 】

中学校 社会科

教免規則による区分 試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位		
				別表第1 (初めての免許状取得)	別表第4 (他教科免許状取得)	
日本史及び 外 国 史	[1] OK32200 日本史概論	2年	4	1 2	1 2	
	[4] OK32300 東洋史概論	2年	4			
	[2] OK32400 西洋史概論	2年	4			
地理学（地 誌を含む。）	[4] OT21800 地誌学概論	2年	4	1 2	1 2	
	[3] OT22200 人文地理学概論	2年	4			
	[2] OT22300 自然地理学概論	2年	4			
法 律 学、 政 治 学	[1] OL20100 政治学原論	1年	4	4	4	
	[2] K20100 憲法	1年	4			
	[3] K30900 行政法 I	2年	4			
	[1] K31000 行政法 II	2年	4			
	[4] K31100 國際法	2年	4			
	[4] K20200 民法 I	2年	4			
	[1] K30100 民法 II	2年	4			
	[2] K30200 民法 III	2年	4			
	[3] K30300 民法 IV	2年	4			
	[1] K30400 民法 V	2年	4			
	[1] K31200 國際私法	2年	4			
	[2] K31300 労働法	2年	4			
	[3] K31400 知的財産権法	2年	4			
	[4] L30400 日本政治史	2年	4			
	[1] L30500 西洋政治史	2年	4			
	[3] L30600 東洋政治史	2年	4			
	[2] L30300 政治思想史	2年	4			
	[3] L30100 行政学	2年	4			
	[2] L30700 外交史	2年	4			
	[4] L30200 國際政治学	2年	4			
社 会 学、 經 濟 学	[1] OL20200 経済学原論	1年	4	4	4	
	[4] L31300 経済学説史	2年	4			
	[2] R30500 日本経済史	2年	4			
	[4] R30600 西洋経済史	2年	4			
	[2] L31500 経済政策	2年	4			
	[4] L31400 財政学	2年	4			
	[1] R31700 租税論	2年	4			
	[1] R31800 金融論	2年	4			
	[3] L31600 社会政策	2年	4			
	[3] R32200 労働経済論	2年	4			
哲 学、倫理 学、宗教学	[1] P30300 哲学概論	2年	4	4	4	
	[3] P30500 倫理学概論	2年	4			
計	中2種	「教職に関する科目」との合計に注意！ （「又は科目」を修得してください）		1科目 選択必修	3 6	3 6
	中1種				3 6	3 6

教職コースについて
教職コース履修にあたってのガイド
教職免許取扱いについて
確認について
単位修得について
介護等の体験について
教育実習について
教職実践演習について
手続きについて
司書教諭コースについて
までの流れ
司書教諭資格取得について
証書の申請について
学芸員コースについて
に必要な科目
博物館実習について
までの流れ
学芸員資格取得について
卷末資料

【 法学部 政治経済学科 】

高等学校 地理歴史科

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位	
					別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本史	[1]	OK32200 日本史概論	2年	4	4	4
	[4]	L30400 日本政治史	2年	4		
	[2]	R30500 日本経済史	2年	4		
外国史	[4]	OK32300 東洋史概論	2年	4	8	8
	[2]	OK32400 西洋史概論	2年	4		
	[1]	L30500 西洋政治史	2年	4		
	[3]	L30600 東洋政治史	2年	4		
	[2]	L30300 政治思想史	2年	4		
	[2]	L30700 外交史	2年	4		
	[4]	R30600 西洋経済史	2年	4		
人文地理学 及び 自然地理学	[3]	OT22200 人文地理学概論	2年	4	8	8
	[2]	OT22300 自然地理学概論	2年	4		
地誌	[4]	OT21800 地誌学概論	2年	4	4	4
計	高1種	「教職に関する科目」との合計に注意! (「又は科目」を修得してください)				24



【 法学部 政治経済学科 】

高等学校 公民科

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位	
					別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)	[1]	OL20100 政治学原論	1年	4	8	8
	[4]	OL30200 国際政治学	2年	4		
	[2]	K20100 憲法	1年	4		
	[3]	K30900 行政法I	2年	4		
	[1]	K31000 行政法II	2年	4		
	[4]	K31100 国際法	2年	4		
	[4]	K20200 民法I	2年	4		
	[1]	K30100 民法II	2年	4		
	[2]	K30200 民法III	2年	4		
	[3]	K30300 民法IV	2年	4		
	[1]	K30400 民法V	2年	4		
	[2]	K31300 労働法	2年	4		
	[3]	L30100 行政学	2年	4		
	[3]	L30800 地方自治論	2年	4		
社会学、経済学(国際経済を含む。)	[1]	OL20200 経済学原論	1年	4	8	8
	[4]	OR31100 国際経済論	2年	4		
	[4]	L31300 経済学説史	2年	4		
	[2]	L31500 経済政策	2年	4		
	[4]	L31400 財政学	2年	4		
	[1]	R31700 租税論	2年	4		
	[1]	R31800 金融論	2年	4		
	[3]	L31600 社会政策	2年	4		
哲学、倫理学、宗教学、心理学	[1]	P30300 哲学概論	2年	4	4	4
	[3]	P30500 倫理学概論	2年	4		
計	高1種	「教職に関する科目」との合計に注意! (「又は科目」を修得してください)			20	20



【 文理学部 文学専攻(国文学) 】

中学校・高等学校 国語科

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位		
					別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)	
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	[4]	OM20300 国語学概論	1年	4	1科目 選択必修 (科目履修生は 文章表現法を 履修)	10 又は 12	
	[2]	OM31400 国語音声学	2年	4			
	※	M320S0 文章表現演習	2年	2			
	[3]	M31900 文章表現法	2年	4			
	[1]	M30400 国語学講義	2年	4			
	[4]	M30300 国文法	2年	4			
	※	M313S0 国語学特殊講義	2年	4			
	※	M401S0 国語学演習 I	3年	2			
	※	M402S0 国語学演習 II	3年	2			
国文学（国文学史を中心とする。）	[1]	OM20200 国文学概論	1年	4	1科目 選択必修	8	
	[2]	M30100 国文学史 I	2年	4			
	[3]	M30200 国文学史 II	2年	4			
	[3]	M20100 国文学基礎講義	1年	4			
	[1]	M30500 国文学講義 I (上代)	2年	4			
	※	M306S0 国文学講義 II (中古)	2年	4			
	[4]	M30700 国文学講義 III (中世)	2年	4			
	[2]	M30800 国文学講義 IV (近世)	2年	4			
	[2]	M30900 国文学講義 V (近代)	2年	4			
	[3]	M31000 国文学講義 VI (現代)	2年	4			
	※	M311S0 国文学特殊講義 I	2年	4			
	※	M312S0 国文学特殊講義 II	2年	4			
	※	M404S0 国文学演習 I	3年	2			
	※	M405S0 国文学演習 II	3年	2			
	※	M406S0 国文学演習 III	3年	2			
漢文 学	[1]	M31500 漢文学 I	2年	4	1科目 選択必修	2 又は 4	
	[3]	M31600 漢文学 II	2年	2			
書道（書写を中心とする。）	[3]	T22400 漢字書法(注)	2年	2	1科目 選択必修	2 (中学校のみ 必修)	
	[4]	T22500 かな書法(注)	2年	2			
計	中2種	「教職に関する科目」との合計に注意！ （「又は科目」を修得してください）				22 又は 24	
	中1種					20 又は 22	
	高1種					22 又は 24	

(注) 「漢字書法」と「かな書法」の単位は、高1種の「教科に関する科目」及び「又は科目」に算入できません。高1種取得には、「漢字書法」と「かな書法」を含めずに59単位（「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の合計単位数）を修得してください。

【文理学部 文学専攻(英文学)】

中学校・高等学校 英語科

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位		
					別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)	
英 語 学	[1]	ON30700 英語学概説	2年	4	4	4	
	※	N311S0 英語学特殊講義	2年	4			
	[3]	N30300 英語史	2年	4			
	[1]	N20200 英文法	1年	4			
	[2]	N30600 英語音声学	2年	4			
	※	N401S0 英語学演習 I	3年	2			
	※	N402S0 英語学演習 II	3年	2			
	※	N403S0 英語学演習 III	3年	2			
英 米 文 学	[3]	ON20300 英米文学概説	1年	4	4	4	
	※	N308S0 西洋古典	2年	4			
	[2]	N20100 イギリス文学史 I	1年	4			
	[4]	N30100 イギリス文学史 II	2年	4			
	[4]	N30200 アメリカ文学史	2年	4			
	[3]	N31200 英米文学特殊講義	2年	4			
	※	N404S0 英米文学演習 I	3年	2			
	※	N405S0 英米文学演習 II	3年	2			
	※	N406S0 英米文学演習 III	3年	2			
英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	[4]	N30900 スピーチコミュニケーション I	2年	2	1科目 選択必修	2	
	[3]	N31000 スピーチコミュニケーション II	2年	2			
	[1]	N30400 英作文 I	2年	2			
	[2]	N30500 英作文 II	2年	2			
異文化理解	[1]	N31500 英米事情 I	2年	2	1科目 選択必修	2	
	[3]	N31600 英米事情 II	2年	2			
	[2]	N31700 異文化間コミュニケーション概論	2年	2			
計	中2種	「教職に関する科目」との合計に注意! （「又は科目」を修得してください）				12	
	中1種					20*	
	高1種					20*	

* 上記必修科目を修得するだけでは、法定最低修得単位を充足しません。また、「教職に関する科目」との合計に注意してください（「又は科目」を修得してください）。

「教職に関する科目」との合計に注意!
（「又は科目」を修得してください）



【 文理学部 哲学専攻 】

中学校 社会科

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位	
					別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本史及び 外 国 史	①	OQ30200 日本史概説	2年	4	12	12
	④	OQ30300 東洋史概説	2年	4		
	②	OQ30400 西洋史概説	2年	4		
地理学（地誌を含む。）	①	OT21800 地理学概論	2年	4	8	8
	④	OT21900 地誌学	2年	4		
法律学、 政治学	①	T22600 法学通論	2年	4	4	4
	④	T22800 政治学概論	2年	4		
	※	S301S0 民法	2年	4		
	②	S30200 商法	2年	4		
	②	K31300 労働法	2年	4		
社会学、経済学	②	OR20300 経済学概論	2年	4	4	4
哲学、倫理学、 宗教学	①	P30300 哲学概論	2年	4	4	4
	④	P30400 宗教学概論	2年	4		
	③	P30500 倫理学概論	2年	4		
	③	P20100 哲学基礎講読	1年	4		
	①	P30100 宗教学基礎講読	2年	4		
	②	P30200 倫理学基礎講読	2年	4		
	②	P20200 西洋思想史 I	1年	4		
	④	P30600 西洋思想史 II	2年	4		
	③	P20300 東洋思想史 I	1年	4		
	②	P30700 東洋思想史 II	2年	4		
	③	P30800 日本思想史 I	2年	4		
	※	P309S0 日本思想史 II	2年	4		
	①	P31000 哲学特殊講義	2年	4		
	※	P311S0 宗教学特殊講義	2年	4		
	※	P312S0 倫理学特殊講義	2年	4		
	④	P31300 科学哲学	2年	4		
	※	P401S0 哲学演習 I	3年	2		
	※	P402S0 哲学演習 II	3年	2		
	※	P405S0 現代思想演習 I	3年	2		
	※	P406S0 現代思想演習 II	3年	2		
計	中2種	「教職に関する科目」との合計に注意！ （「又は科目」を修得してください）			32	32
	中1種				32	32

【 文理学部 哲学専攻 】 高等学校 公民科

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位	
					別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）	[4]	OK31100 国際法	2年	4	8	8
	[1]	OT22600 法学通論	2年	4		
	[4]	T22800 政治学概論	2年	4		
社会学、経済学（国際経済を含む。）	[4]	OR31100 国際経済論	2年	4	8	8
	[2]	OR20300 経済学概論	2年	4		
哲学、倫理学、宗教学、心理学	[1]	P30300 哲学概論	2年	4	4	4
	[4]	P30400 宗教学概論	2年	4		
	[3]	P30500 倫理学概論	2年	4		
	[3]	P20100 哲学基礎講読	1年	4		
	[1]	P30100 宗教学基礎講読	2年	4		
	[2]	P30200 倫理学基礎講読	2年	4		
	[2]	P20200 西洋思想史 I	1年	4		
	[4]	P30600 西洋思想史 II	2年	4		
	[3]	P20300 東洋思想史 I	1年	4		
	[2]	P30700 東洋思想史 II	2年	4		
	[3]	P30800 日本思想史 I	2年	4		
	※	P309S0 日本思想史 II	2年	4		
	[1]	P31000 哲学特殊講義	2年	4		
	※	P311S0 宗教学特殊講義	2年	4		
	※	P312S0 倫理学特殊講義	2年	4		
	[4]	P31300 科学哲学	2年	4		
	※	P401S0 哲学演習 I	3年	2		
	※	P402S0 哲学演習 II	3年	2		
	※	P405S0 現代思想演習 I	3年	2		
	※	P406S0 現代思想演習 II	3年	2		
計	高1種	「教職に関する科目」との合計に注意！ （「又は科目」を修得してください）			20	20

【 文理学部 史学専攻 】 中学校 社会科

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位	
					別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本史及び 外 国 史	[2]	Q20100 日本史入門	1年	4	1科目 選択必修	12
	[1]	Q30200 日本史概説	2年	4		
	※	Q302S0 東洋史入門	2年	4		
	[4]	Q30300 東洋史概説	2年	4		
	[3]	Q20300 西洋史入門	1年	4		
	[2]	Q30400 西洋史概説	2年	4		
	[4]	Q20400 考古学入門	1年	4		
	[3]	Q30100 史学概論	2年	4		
	[2]	Q30800 日本史特講 I	2年	4		
	[4]	Q30900 日本史特講 II	2年	4		
	[1]	Q31000 東洋史特講 I	2年	4		
	[3]	Q31100 東洋史特講 II	2年	4		
	[4]	Q31200 西洋史特講 I	2年	4		
	※	Q313S0 西洋史特講 II	2年	4		
	[1]	Q30500 考古学概説	2年	4		
	※	Q401S0 日本史演習 I	3年	2		
	※	Q402S0 日本史演習 II	3年	2		
	※	Q403S0 東洋史演習 I	3年	2		
	※	Q404S0 東洋史演習 II	3年	2		
	※	Q405S0 西洋史演習 I	3年	2		
	※	Q406S0 西洋史演習 II	3年	2		
	※	Q314S0 日本史特講 III	2年	4		
	※	Q315S0 東洋史特講 III	2年	4		
	※	Q316S0 西洋史特講 III	2年	4		
地理学（地誌を含む。）	[1]	OT21800 地理学概論	2年	4	8	8
	[4]	OT21900 地誌学	2年	4		
法 律 学, 政 治 学	[1]	T22600 法学通論	2年	4	1科目 選択必修	4
	[4]	T22800 政治学概論	2年	4		
	※	S301S0 民法	2年	4		
	[2]	S30200 商法	2年	4		
	[2]	K31300 労働法	2年	4		
社会学、経済学	[2]	OR20300 経済学概論	2年	4	4	4
	[1]	P30300 哲学概論	2年	4		
哲 学, 倫 理 学, 宗 教 学	[4]	P30400 宗教学概論	2年	4	1科目 選択必修	4
	[3]	P30500 倫理学概論	2年	4		
	計	中2種	「教職に関する科目」との合計に注意! （又は科目）を修得してください			3 2
	中1種					3 2

【文理学部 史学専攻】

高等学校 地理歴史科

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位		本学での必要単位			
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)		
日本史	[2]	Q20100 日本史入門	1年	4	1科目 選択必修	4	4		
	[1]	Q30200 日本史概説	2年	4					
	[4]	Q20400 考古学入門	1年	4					
	[3]	Q30100 史学概論	2年	4					
	[2]	Q30600 考古学特講 I	2年	4					
	※	Q307S0 考古学特講 II	2年	4					
	[2]	Q30800 日本史特講 I	2年	4					
	[4]	Q30900 日本史特講 II	2年	4					
	[3]	Q31700 古文書学	2年	4					
	[1]	Q30500 考古学概説	2年	4					
	※	Q401S0 日本史演習 I	3年	2					
	※	Q402S0 日本史演習 II	3年	2					
	※	Q314S0 日本史特講 III	2年	4					
外国史	※	Q302S0 東洋史入門	2年	4	1科目 選択必修	8	8		
	[4]	Q30300 東洋史概説	2年	4					
	[3]	Q20300 西洋史入門	1年	4					
	[2]	Q30400 西洋史概説	2年	4					
	[1]	Q31000 東洋史特講 I	2年	4					
	[3]	Q31100 東洋史特講 II	2年	4					
	[4]	Q31200 西洋史特講 I	2年	4	1科目 選択必修				
	※	Q313S0 西洋史特講 II	2年	4					
	※	Q403S0 東洋史演習 I	3年	2					
	※	Q404S0 東洋史演習 II	3年	2					
	※	Q405S0 西洋史演習 I	3年	2					
	※	Q406S0 西洋史演習 II	3年	2					
人文地理学 及び 自然地理学	※	Q315S0 東洋史特講 III	2年	4	8	8	8		
	※	Q316S0 西洋史特講 III	2年	4					
	[3]	OT22200 人文地理学概論	2年	4					
地誌	[2]	OT22300 自然地理学概論	2年	4	4	4	4		
	[1]	T21800 地理学概論	2年	4					
計	高1種	「教職に関する科目」との合計に注意! (「又は科目」を修得してください)				24	24		

【 経済学部 経済学科 】 中学校 社会科

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位	
					別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本史及び外國史	[1]	○Q30200 日本史概説	2年	4		
	[3]	○R32800 外国情概説	2年	4	8	8
地理学（地誌を含む。）	[4]	○T21900 地誌学	2年	4		
	[3]	○T22200 人文地理学概論	2年	4		
	[2]	○T22300 自然地理学概論	2年	4		
	[1]	R32600 経済地理学	2年	4		
法律学、政治学	[1]	○T22700 法律学概論（国際法を含む）	2年	4		
	※	S301S0 民法	2年	4		
	[2]	S30200 商法	2年	4		
	[2]	K31300 労働法	2年	4		
社会学、経済学	[2]	○R20300 経済学概論	1年	4		
	[1]	R20100 経済原論	1年	4		
	[4]	R30100 経済学史	2年	4		
	※	R302S0 計量経済学	2年	4		
	[4]	R30300 價格理論	2年	4		
	※	R304S0 産業組織論	2年	4		
	[3]	R20200 経済史総論	1年	4		
	[2]	R30500 日本経済史	2年	4		
	[4]	R30600 西洋経済史	2年	4		
	[2]	R30700 経済政策総論	2年	4		
	[3]	R30800 農業経済論	2年	4		
	[2]	R30900 工業経済論	2年	4		
	[1]	R31000 日本経済論	2年	4		
	[4]	R31100 国際経済論	2年	4		
	※	R312S0 アメリカ経済論	2年	4		
	※	R313S0 中国経済論	2年	4		
	[1]	R31400 経済開発論	2年	4		
	[4]	R31500 財政学総論	2年	4		
	[1]	R31700 租税論	2年	4		
	[1]	R31800 金融論	2年	4		
	[4]	R31900 貨幣経済論	2年	4		
	[3]	R32100 社会政策論	2年	4		
	[3]	R32200 労働経済論	2年	4		
	[3]	S31200 国際金融論	2年	4		
哲学、倫理学、宗教学	[1]	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4
	[3]	P30500 倫理学概論	2年	4		
計	中2種	「教職に関する科目」との合計に注意！ （「又は科目」を修得してください）			32	32
	中1種				32	32

【 経済学部 経済学科 】 **高等学校 地理歴史科**

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位	
					別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本史	①	○Q30200 日本史概説	2年	4	4	4
	②	R30500 日本経済史	2年	4		
外国史	③	○R32800 外国史概説	2年	4	4	4
	④	R30100 経済学史	2年	4		
	③	R20200 経済史総論	1年	4		
	④	R30600 西洋経済史	2年	4		
人文地理学 及び 自然地理学	③	○T22200 人文地理学概論	2年	4	8	8
	②	○T22300 自然地理学概論	2年	4		
	①	R31400 経済開発論	2年	4		
	①	R32600 経済地理学	2年	4		
地誌	④	○T21900 地誌学	2年	4	4	4
計	高1種	「教職に関する科目」との合計に注意! (「又は科目」を修得してください)				20



【 経済学部 経済学科 】 高等学校 公民科

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位		
					別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)	
法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）	[1]	OT22700 法律学概論(国際法を含む)	2年	4	8	8	
	[4]	OR32700 国際政治論	2年	4			
	※	S301S0 民法	2年	4			
	[2]	S30200 商法	2年	4			
	[2]	K31300 労働法	2年	4			
社会学、経済学（国際経済を含む。）	[4]	OR31100 国際経済論	2年	4	8	8	
	[2]	OR20300 経済学概論	1年	4			
	[3]	R30800 農業経済論	2年	4			
	※	R312S0 アメリカ経済論	2年	4			
	※	R313S0 中国経済論	2年	4			
	[4]	R31500 財政学総論	2年	4			
	[3]	R31600 地方財政論	2年	4			
	[3]	R32100 社会政策論	2年	4			
哲学、倫理学、宗教学、心理学	[1]	P30300 哲学概論	2年	4	4	4	
	[3]	P30500 倫理学概論	2年	4			
計	高1種	「教職に関する科目」との合計に注意！ (「又は科目」を修得してください)				20	
						20	



【 経済学部 経済学科 】 **高等学校 商業科**

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位	
					別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
商業の 関係科目	[1]	R20100 経済原論	1年	4	1科目 選択必修	4
	※	R302S0 計量経済学	2年	4		
	[4]	R30300 價格理論	2年	4		
	※	R304S0 産業組織論	2年	4		
	[2]	R30700 経済政策総論	2年	4		
	[2]	R30900 工業経済論	2年	4		
	[1]	R31000 日本経済論	2年	4		
	[1]	R31700 租税論	2年	4		
	[1]	R31800 金融論	2年	4		
	[4]	R31900 貨幣経済論	2年	4		
	[2]	R32000 経済統計学	2年	4		
	[3]	S31200 国際金融論	2年	4		
職業指導	[2]	OT22900 職業指導	2年	4		4
計	高1種	「教職に関する科目」との合計に注意! (「又は科目」を修得してください)				20*

* 上記必修科目を修得するだけでは、法定最低修得単位を充足しません。また、「教職に関する科目」との合計に注意してください（「又は科目」を修得してください）。

〈教科に関する科目〉

【 商学部 商業学科 】

中学校 社会科

教免規則による区分		試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位		
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)	
日本史及び 外 国 史	①	○Q30200 日本史概説	2年	4		8	8	
	③	○S33300 外国史	2年	4				
地理学（地 誌を含む。）	④	○T22100 地理学概論(地誌を含む)	2年	4		4	4	
	①	S32200 経済地理	2年	4				
法 律 学, 政 治 学	①	○T22700 法律学概論(国際法を含む)	2年	4		4	4	
	※	S301S0 民法	2年	4				
	②	S30200 商法	2年	4				
	④	K31500 税法	2年	4				
社 会 学, 経 済 学	①	○R20100 経済原論	2年	4		4	4	
	①	R31800 金融論	2年	4				
	④	S30400 貿易論	2年	4				
	③	S30600 保険総論	2年	4				
	①	S30700 交通論	2年	4				
	①	S31000 商業政策	2年	4				
	③	S31200 国際金融論	2年	4				
哲 学, 倫 理 学, 宗 教 学	①	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4	
	③	P30500 倫理学概論	2年	4				
計	中2種	「教職に関する科目」との合計に注意! (「又は科目」を修得してください)				2 4	2 4	
	中1種					2 4	2 4	



【 商学部 商業学科 】

高等学校 公民科

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	本学での必要単位	
					別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
法律学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）	[4]	OS33200 国際政治学概論	2年	4	8	8
	[1]	OT22700 法律学概論(国際法を含む)	2年	4		
	※	S301S0 民法	2年	4		
	[2]	S30200 商法	2年	4		
	[4]	K31500 税法	2年	4		
社会学、経済学（国際経済を含む。）	[1]	OR20100 経済原論	2年	4	8	8
	[4]	OR31100 国際経済論	2年	4		
	[1]	R31800 金融論	2年	4		
	[1]	S30700 交通論	2年	4		
	[3]	S31200 国際金融論	2年	4		
	※	S318S0 流通経済論	2年	4		
哲学、倫理学、 宗教学、心理学	[1]	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4
	[3]	P30500 倫理学概論	2年	4		
	[2]	T23000 心理学概論(注)	2年	4		
計	高1種	「教職に関する科目」との合計に注意！ （「又は科目」を修得してください）				20 20

（注）心理学概論は、高等学校公民科のみに開設された科目であり、この科目の単位を中学校社会科に算入することはできません。

【 商学部 商業学科 】 高等学校 商業科

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割 合	本学の開講科目・科目コード	配 当 学 年	所 定 単 位	本学での必要単位	
					別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
商 業 の 関 係 科 目	[2]	OS20100 商学総論	1年	4	4	4
	[4]	S30300 商品学	2年	4		
	[4]	S30400 貿易論	2年	4		
	[3]	S30500 マーケティング	2年	4		
	[3]	S30600 保険総論	2年	4		
	[3]	S30900 広告論	2年	4		
	[1]	S31000 商業政策	2年	4		
	※	S311S0 金融機関論	2年	4		
	[2]	S20200 経営学	1年	4		
	※	S326S0 経営管理論	2年	4		
	[2]	S32700 中小企業論	2年	4		
	[1]	S32800 会計学	2年	4		
	[2]	S20300 簿記論 I	1年	4		
	※	S329S0 原価計算論	2年	4		
	※	S330S0 簿記論 II	2年	4		
	※	S316S0 損害保険論	2年	4		
	※	S317S0 市場調査論	2年	4		
	[2]	S32000 観光事業論	2年	4		
	[3]	S32100 商業史	2年	4		
職 業 指 導	[2]	OT22900 職業指導	2年	4	4	4
計	高 1 種	「教職に関する科目」との合計に注意! (「又は科目」を修得してください)				20*

* 上記必修科目を修得するだけでは、法定最低修得単位を充足しません。また、「教職に関する科目」との合計に注意してください（「又は科目」を修得してください）。

MEMO

教職コースについて
教職コース履修について
あたってのガイド
教員免状取扱いについて
必要修得科目の確認について
単位修得について
介護等の体験について
教育実習について
教職実践演習について
必要単位修得後の手続きについて
司書教諭コースについて
司書教諭講習修了までの流れ
司書教諭講習修了までの流れ
学芸員コースについて
学芸員資格取得に必要な科目について
博物館実習について
学芸員資格取得までの流れ
卷末資料

1 介護等の体験とは

平成10年4月1日の免許法の改正により、小学校・中学校の免許状を初めて取得する場合には、「介護等の体験」（以下「介護等体験」）が課され、社会福祉施設及び特別支援学校で7日間以上の介護等体験が必要となります。

この法改正の趣旨は、教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、当面小学校及び中学校の教諭の免許状取得希望者に「介護等体験」をさせることとされています。

① 介護等体験受け入れ先

東京都又は居住（帰省先も可）している都道府県の社会福祉施設及び特別支援学校
所管：「社会福祉施設」は、各都道府県の社会福祉協議会
「特別支援学校」は、各都道府県の教育委員会

（1）社会福祉施設の具体例

養護老人ホーム、児童養護施設、更生施設、精神薄者更生施設及び精神障がい者生活訓練施設等

（2）特別支援学校の具体例

特別支援学校における障がい種別には次のものがあります。
視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由及び病弱等

【体験受け入れについて】

- ア) 介護等体験受け入れ先（体験地）は、本学通信教育部所在地の東京都、学生の現住所及び帰省先のある都道府県のいずれかになります
- イ) 都道府県によっては、その『都道府県内所在の大学に通学する者のみを介護等体験の受入対象者とする』場合があります。その場合には、本学通信教育部所在地の東京都内の社会福祉施設及び特別支援学校が受入先の対象となりますので、遠隔地在住者は、各自で宿泊施設の確保が必要となります。
- ウ) 特別支援学校での体験が行えない、神奈川県と大阪府は、下記から選択し体験することになります。
- ① 社会福祉施設で連続した7日間の体験を行う。
 - ② 大学の所在地である東京都にて2日間特別支援学校の体験を行う。

② 具体的内容

（1）社会福祉施設の場合

- ・社会福祉施設利用者・児の介護及び介助
- ・社会福祉施設が行う行事の手伝い
- ・その他社会福祉施設が用意した活動への参加

（2）特別支援学校の場合

- ・特別支援学校通学者の介護及び介助
- ・オリエンテーション・マラソン大会等行事の参加
- ・その他特別支援学校が用意した活動への参加

③ 介護等体験期間

原則として以下の7日間の内訳で体験を行います。

（原則、下記（1）（2）の両方での体験が必要となります）

（1）社会福祉施設での体験

原則として、連続した5日間（1日概ね7～8時間ですが、変則的な場合もあります）。

(2) 特別支援学校での体験

原則として、連続した2日間（1日の実施時間は学校により異なります）。

2 受講要件等について

① 受講対象者

(1) 中学校の免許状を初めて取得する者（「別表第1」適用）。

(2) 正科生のみ（科目履修生（※）は不可）

対象学年の指定はありませんが、2・3年で体験を行うのが望ましいです。

※ 本学通信教育部を卒業した者で、科目履修生の場合は対象となります、2年間の在籍期間を要します。

(3) 介護等体験に伴い想定される事故等に対応した保険（※）に加入している者。

※ 介護等体験の保険の加入手続は大学が行います。

(4) 伝染の恐れのある病気にかかっていない者。

(5) 介護等体験を行う上で妨げとなる精神障がいのない者。

② 免除者

(1) 取得希望の免許状の学校種が高1種のみの者。

(2) すでに小学校・中学校いずれかの免許状（1種・2種）を所持している者。

ただし、当該小学校・中学校免許状を取得した根拠規定は「別表第1」でなければならず、それ以外の規定で取得の場合は、所轄の教育委員会に確認してください。

(3) 介護等体験に関する専門知識および技術を有する者として文部科学省令で定められる者。

（文部科学省令第3条第1項関係）

- ・ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条の規定により保健師の免許を受けている者。
- ・ 保健師助産師看護師法第7条の規定により助産師の免許を受けている者。
- ・ 保健師助産師看護師法第7条の規定により看護師の免許を受けている者。
- ・ 保健師助産師看護師法第8条の規定により准看護師の免許を受けている者。
- ・ 免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者。
- ・ 理学療法士および作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定により理学療法士の免許を受けている者。
- ・ 理学療法士および作業療法士法第3条の規定により作業療法士の免許を受けている者。
- ・ 社会福祉士および介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条の規定により社会福祉士の資格を有する者。
- ・ 社会福祉士および介護福祉士法第39条の規定により介護福祉士の資格を有する者。
- ・ 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第3条の規定により義肢装具士の免許を受けている者。

(4) 身体上の障がいにより介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定められる者（文部科学省令第3条第2項関係）。

- ・ 身体障がい者福祉法第4条に規定する身体障がい者のうち、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障がい者手帳に、障がいの程度が1級から6級である者として記載されている者。

③ 体験に係る学籍について

「介護等体験」の受け入れは、4月1日～3月31日を一つの年度として実施されます。

【10月入学生（後期入学生）への注意事項】

受入時期が、10月1日以降になる場合もあります。

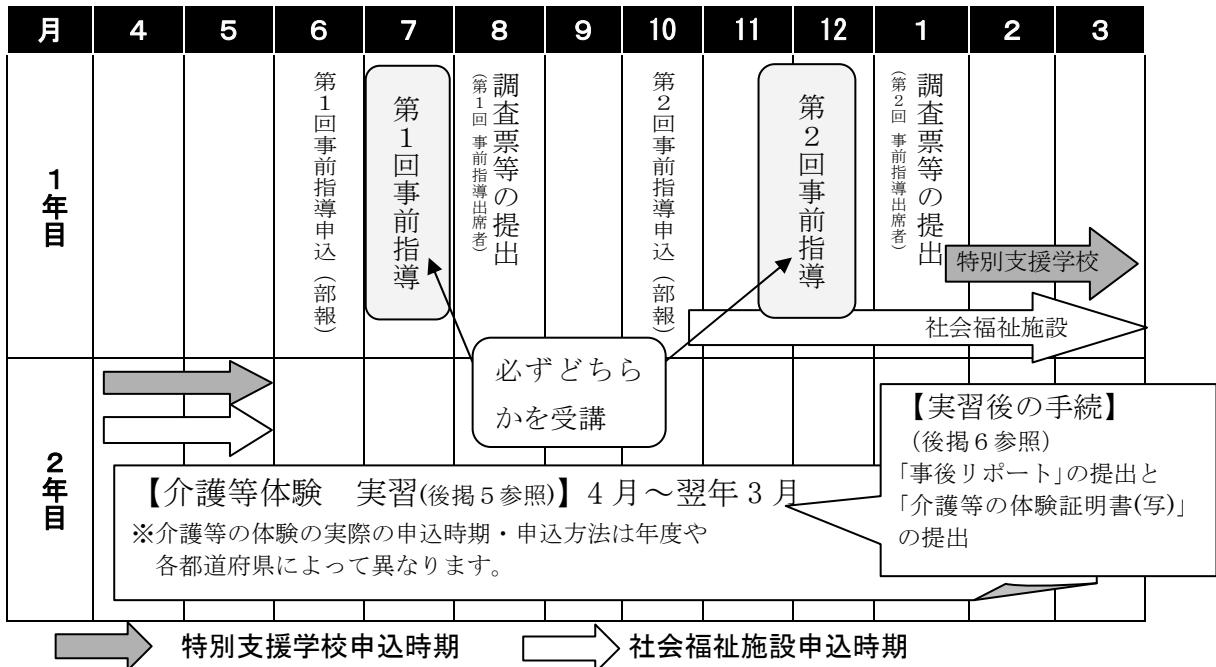
その際、10月1日から翌年9月30日を一つの年度とする「10月入学生（後期入学生）」は、次年度の「年度授業料」の納入が必要となります。

3 受講手続について

① 受講手続

受講希望者は、本学で実施の「介護等体験事前指導」（後掲4参照）の受講から始まります。その参加者に対して、事前指導受講後、個別に具体的な事務手続書類を送付し、手續が始まります。

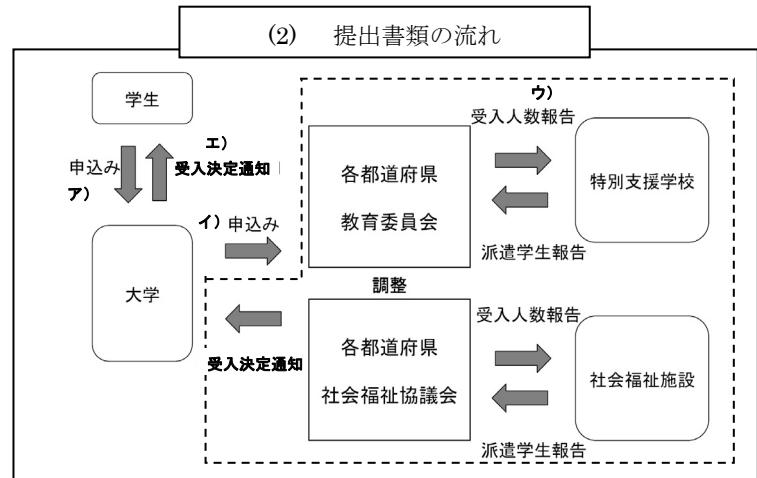
介護等体験は2年間かかるのが通例です。



② 手続書類

- (1) 本学への提出書類(事前指導後)
- ア) 介護等体験調査票,
 - イ) 事前指導終了後リポート

- (2) 特別支援学校(教育委員会)
社会福祉施設(社会福祉協議会)
への提出書類（右図参照）



ア) 大学が、各都道府県教育委員会・社会福祉協議会からの実施要綱に沿って、申込手続時期前に、各学生へ関係書類を送付。

※ 学生本人から直接申込みはできない。

※ 都道府県により、手続方法が異なるため、体験希望の都道府県によっては、この時期に書類を送付しない場合があります。各都道府県の手続は、後掲3-⑤を参照してください。

イ) 各学生からの申込を都道府県ごとに取りまとめ、大学が教育委員会・社会福祉協議会に申込む。

ウ) 教育委員会・社会福祉協議会が介護等体験先及び期間を決定し、大学に通知。

エ) 大学が各学生へ介護等体験先・期間等を通知（受入決定通知）。

③ 介護等体験の費用

- ・社会福祉施設：1日につき1,500円～2,250円（都道府県により異なります。）
※金額は平成26年度実績ですので、変更になる場合があります。

- ・その他の費用：保険料（本学通信教育部指定の保険に加入）、教材料（本学指定の教材を購入）、健康診断料、細菌検査料、その他必要な費用（交通費、昼食代、マニュアルノート代等）

④ 一覧表の見方

後掲⑤に各都道府県別「介護等体験」申込時期一覧を参考資料として掲載しました。

ただし、掲載している内容は平成26年度の実績です。平成27年度以降は内容が異なる場合がありますので、留意してください。

各都道府県の申込手続を行う目安の時期をお知らせしています。
(申込み書類は、事前指導後の課題等を提出した方のみに大学より送付します。)
※都道府県により、学生へ記入させる申込書類がない地域もあります

都道府県により事前に希望する期日・地域等の候補を聴取するところがあります。
(聴取を行わない都道府県もあります。)

地域 都道府県	施設	大学への申込時期		申込時に行う「希望聴取事項」	① 学生→大学 決定通知送付時期	② 大学→学生 決定通知送付時期
		特別	社会			
北海道	北海道	4月 中旬		1)期日(週単位).2)施設の種類.3)地域	希望期日により異なる	6月 上旬
	青森	3月 中旬		教育委員会から指定された 1)学校 から選択	4月 下旬	6月 下旬
		4月 中旬		1)期日(週単位).2)施設の種類.3)地域 を選択		

【地域】：各都道府県を8つのブロックに分けています。

【都道府県】：希望する都道府県です。希望地は東京都又は居住・帰省先の都道府県となります。

【体験先】

- ・【特別】：特別支援学校です。
- ・【施設】：社会福祉施設です。

施設及び学校の体験日の通知を大学から学生へ送付する目安の時期です。

平成26年度版(参考資料)

⑤ 各都道府県別「介護等体験」申込時期

地域	都道府県	施設	① 学生→大学		② 大学→学生 決定通知送付時期
			大学への申込時期	申込時に行う「希望聴取事項」	
東北	北海道	特別		聴取なし	6月 上旬
		社会	4月 中旬	1)期日(週単位),2)施設の種類,3)地域 教育委員会から指定された 1)学校 から選択	希望期日により異なる
	青森	特別	3月 中旬	教育委員会から指定された 1)学校 から選択	4月 下旬
		社会	4月 中旬	1)期日(週単位),2)施設の種類,3)地域 を選択	6月 下旬
	岩手	特別	1月 下旬	1)希望月,2)希望学校 を選択	希望期日により異なる
		社会	4月 上旬	1)希望月 を選択	希望期日により異なる
	宮城	特別	3月 下旬	特別支援学校の「受入計画」から 1)学校,2)期日 を選択	前期:5月 下旬 後期:9月 下旬
		社会	1月 上旬	1)期日(週単位),2)施設の種類,3)地域 を選択	希望期日により異なる
	秋田	特別	4月 中旬	特別支援学校の「受入計画」から 1)学校,2)期日 を選択	【26年度希望者なし】
		社会	4月 中旬	1)期日(週単位),2)施設の種類,3)地域 を選択	【26年度希望者なし】
	山形	特別	5月 下旬	1)地域[養護・村上・最上・庄内], 2)期日(週単位) を選択	7月 上旬
		社会	5月 下旬	1)期日(週単位),2)施設の種類,3)地域 を選択	7月 上旬
	福島	特別	2月 中旬	特別支援学校の「受入計画」から 1)地域,2)学校 を選択	前期: 5月 中旬 後期:10月 下旬
		社会	3月 下旬	1)期日(週単位),2)施設の種類,3)地域 を選択	7月 上旬
関東	茨城	特別	4月 上旬	1)学校,2)期日(前期又は後期) を選択	前期: 5月 中旬 後期:10月 下旬
		社会	3月 中旬	1)期日(週単位),2)施設の種類,3)地域 を選択	希望期日により異なる
	栃木	特別	2月 下旬	1)希望月 を選択	6月 上旬
		社会	4月 中旬	1)期日(週単位),2)施設の種類,3)地域 を選択	6月 上旬
	群馬	特別	2月 上旬	1)希望月 を選択	5月 中旬
		社会	3月 上旬	1)体験不可能期日(週単位),2)施設の種類,3)地域 を選択	5月 下旬
	埼玉	特別		聴取なし(申込時に大学行事予定を添付)	4月 上旬
		社会	12月 上旬	1)体験不可能期日(週単位),2)施設の種類,3)地域 を選択	4月 上旬
	千葉	特別		聴取なし	7月 上旬
		社会	4月 中旬	1)期日(週単位),2)施設の種類,3)地域 を選択	5月 下旬
	東京	特別	3月 中旬	教育委員会から指定された 1)学校 から選択	7月 上旬
		社会	3月 下旬	1)体験不可能期日(週単位) の指定	6月 下旬
	神奈川	特別			
		社会	4月 中旬	1)体験不可能期日(週単位) を10週まで指定	6月 下旬
中部	新潟	特別	2月 下旬	受入を希望する学校ごとに期間 を申請	学校により異なる
		社会	1月 下旬		4月 中旬
	富山	特別	4月 中旬	学校は県教育委員会で指定 特別支援学校の「受入計画」から,1)期日 を選択	5月 中旬
		社会	3月 上旬	1)期日(週単位),2)施設の種類,3)地域 を選択	6月 中旬
	石川	特別	4月 上旬	1)学校,2)期日(月単位) を申請	6月 下旬
		社会	4月 上旬	1)期日(週単位),2)施設の種類,3)地域 を選択	7月 上旬
	福井	特別	5月 中旬	1)地域,2)時期(6月又は2~3月) を選択	【26年度希望者なし】
		社会	5月 中旬	1)期日(週単位),2)施設の種類,3)地域 を選択	【26年度希望者なし】
	山梨	特別	4月 下旬	教育委員会から指定された 1)学校 から選択	6月 上旬
		社会	4月 下旬	1)期日(週単位),2)施設の種類,3)地域 を選択	6月 上旬
	長野	特別	4月 下旬	1)地域[北信・東信・中信・南信], 2)時期(月単位) を選択	6月 下旬
		社会	4月 下旬	1)期日(2週程度),2)施設の種類,3)地域 を選択	6月 下旬
	岐阜	特別	5月 上旬	特別支援学校の「受入計画」から 1)学校,2)期日 を選択	6月 下旬
		社会	3月 上旬	1)体験不可能期日 の指定(大学で指定)	6月 上旬
	静岡	特別	2月 下旬	1)希望地域,2)期日(月単位) のみ選択	学校により異なる
		社会	3月 上旬	1)期日(週単位),2)地域 を選択	6月 下旬
	愛知	特別		聴取なし	7月 上旬
		社会		1)体験不可能期日 の指定(大学で指定)	7月 上旬

地域 都道府県	施設	①学生→大学	②学生→施設(大学経由)	③大学→学生	
		大学への申込時期	希望の聴取事項	決定通知送付時期	
近畿	三重	特別 社会	5月 下旬 4月 下旬	特別支援学校の「受入計画」から 1)学校、2)期日 を選択 1)期日(週単位)、2)地域 を選択	6月 下旬
	滋賀	特別 社会	3月 下旬 3月 下旬	1)不可能な期間 を申請 1)期日(週単位)、2)施設の種類、3)地域 を選択	【26年度希望者なし】 【26年度希望者なし】
	京都	特別 社会	1月 中旬 1月 中旬	1)期日(前期又は後期) を選択 1)期日(週単位)、2)施設の種類、3)地域 を選択	5月 上旬 4月 中旬
	大阪	特別 社会	25年度 9月 中旬 26年度 5月 上旬	1)期日(週単位)、2)施設の種類、3)地域 を選択	前期: 3月 下旬 後期: 9月 上旬
	兵庫	特別 社会	1月 上旬 1月 上旬	1)地域、2)学校の種類 のみ選択 1)期日(週単位)、2)地域 を選択	4月 下旬 4月 下旬
	奈良	特別 社会		聴取なし 聴取なし	【26年度希望者なし】 【26年度希望者なし】
	和歌山	特別 社会	4月 中旬 4月 下旬	1)学校 のみ選択(第5希望まで) 1)期日(週単位)、2)地域 を選択	希望期日により異なる 希望期日により異なる
	鳥取	特別 社会	4月 上旬 3月 下旬	1)希望地域、2)期日(月単位) のみ申請 1)期日(週単位)、2)施設の種類、3)地域 を選択	【26年度希望者なし】 【26年度希望者なし】
	島根	特別 社会		聴取なし	6月 中旬
	岡山	特別 社会	4月 上旬 3月 下旬	1)期日(週単位)、2)施設の種類、3)地域 を選択 1)学校、2)期日(月単位) を選択	5月 下旬 【26年度希望者なし】 【26年度希望者なし】
中国	広島	特別 社会		聴取なし	6月 上旬
	山口	特別 社会	4月 上旬 5月 下旬	1)体験不可能期日(週単位) の指定 特別支援学校の「受入計画」から 1)学校、2)期日 を選択	7月 中旬 学校により異なる
	徳島	特別 社会	4月 下旬 4月 下旬	1)不可能な期間 を申請 1)期日(週単位)、2)施設の種類、3)地域 を選択	希望期日により異なる 希望期日により異なる
	香川	特別 社会	1月 下旬 1月 下旬	特別支援学校の「受入計画」から 1)学校、2)期日 を選択 1)期日(週単位)、2)施設の種類、3)地域 を選択	4月 下旬 4月 下旬
	愛媛	特別 社会	2月 下旬 4月 下旬	1)学校、2)期日(月単位) を申請 1)期日(週単位)、2)施設の種類、3)地域 を選択	5月 中旬 5月 中旬
	高知	特別 社会	5月 上旬 5月 上旬	特別支援学校の「受入計画」から 1)学校、2)期日 を選択 1)期日(週単位)、2)施設の種類、3)地域 を選択	6月 下旬 7月 上旬
九州	福岡	特別 社会		聴取なし 1)期日(月単位)、2)地域 を選択	学校により異なる 6月 下旬
	佐賀	特別 社会	4月 中旬 4月 中旬	1)希望地域、2)期日(月単位) のみ申請 1)期日(週単位)、2)施設の種類、3)地域 を選択	【26年度希望者なし】 【26年度希望者なし】
	長崎	特別 社会	4月 下旬 4月 下旬	教育委員会より指定された受入校と、日程調整 1)期日(「受入計画」にある期日より)、2)施設の種類、3)地域 を選択	学校により異なる 6月 中旬
	熊本	特別 社会	5月 下旬 5月 下旬	1)学校、2)期日(学期単位) を選択 1)期日(週単位)、2)施設の種類、3)地域 を選択	6月 下旬 6月 下旬
	大分	特別 社会	3月 下旬 3月 下旬	聴取なし 1)期日(週単位)、2)施設の種類、3)地域 を選択	6月 下旬 6月 下旬
	宮崎	特別 社会	4月 上旬 3月 中旬	1)学校、2)期日 を選択 1)期日(週単位)、2)施設の種類、3)地域 を選択	6月 上旬 6月 上旬
	鹿児島	特別 社会		聴取なし 1)期日(週単位)、2)施設の種類、3)地域 を選択	希望期日により異なる 希望期日により異なる
	沖縄	特別 社会	4月 下旬 4月 下旬	聴取なし 1)期日(週単位)、2)施設の種類、3)地域 を選択	6月 上旬 6月 上旬

4 事前指導について

この事前指導は、年2回実施しています。（下表参照）

介護等体験の趣旨を十分に理解し、体験施設の方針・規則に従い、目的を持って積極的に障がい者や高齢者と接するよう心掛けてもらうために実施します。

体験希望者は、介護等体験の希望前年度に事前指導を必ず受講しなければなりません。

受講していない場合は、介護等体験ができません。

【平成26年度の事前指導実施予定（平成28年度体験希望者）】

① 実施（予定）	第1回：平成27年 7月19日（日） 第2回：平成27年11月29日（日）
② 『部報』掲載及び申込時期	第1回： 6月号（申込 6月中） 第2回：10月号（申込 10月中）
③ 場所	日本大学通信教育部校舎及び本学周辺校舎を予定。
④ 時間	9：00～16：30（予定）
⑤ その他の	翌年度に体験を希望する場合には、上記日程のうちのどちらかに出席が必要となります。 なお、事前指導受講の年度に介護等体験へ派遣することはできませんので、留意してください。

＜大学に対する事前指導申込方法＞

介護等体験事前指導の申込手続きは前掲「② 『部報掲載時期』」のとおり『部報』に掲載されますので、その要領に従い手続き（希望届の提出）をしてください。

5 介護等体験の受講について

日本大学から介護等体験者として派遣を行います。体験者は、大学の代表としていくことを自覚してください。

また、介護等体験に望むにあたり下記の心構えを踏まえて臨んでください。

- 1) 教師になるという強い目的意識を基に介護等体験中に何を学ぶのか、何をすべきか、いつも課題を持つこと。
- 2) 「言葉遣い」、「礼儀作法」、「勤務態度」、「服装」等に注意を払うこと。
- 3) 教員になるために教わる立場であることを自覚し、特別支援学校及び社会福祉施設の職員や指導職員への報告・連絡・相談は必ず行うこと。言われたことは、忘れずにメモを取ること。

① 体験に際しての注意事項（必読）

(1) 服装について

- ・ 社会人にふさわしい服装をするように心掛ける。

「受け入れ先の意向」と「学生の意識」との違いからトラブルが生じるケースがあります。

ラフな格好は、施設職員のやる気を削ぐことになるので避けてください。

※ 一般的には、施設の職員に会う時は極力フォーマルで、施設内では動きやすい服装に着替えることになります。

(2) 身だしなみ

- ・ 身だしなみにも注意をしてください。

不精ひげや作業に支障のある長い爪、髪を清潔に整え、アクセサリーは外すこと。濃い化粧、香りの強い香水などにも注意が必要です。

② 介護等体験の受講への心構え

これから免許取得希望の皆さん、地域の小学校、中学校をはじめすべての教諭が通常学級に6%在籍するといわれる障がいのある子どもたちや、軽度発達障がいといわれる子どもたちに向かい合っていくようになります。その意味では、介護等体験は非常に重要なものとなってきています。免許取得希望者である皆さんにとって体験学習の場ですが、そこで学ぶ子どもたちにとって毎日が貴重な学習の機会です。子どもたちの大切な時間を利用して体験の機会を与えられているということを忘れずに、真剣に取り組んでください。

(1) 教育実習との違い

介護等体験は、教育実習とは違います。介護等体験の内容は、法律にも「障がい者、高齢者等に対する介護と介助」に加えて「これらの交流」とあります。介護と介助だけでなく寄宿舎や学校で障がい児の話し相手や散歩の付き添い、行事の補助を通しての交流等の体験、あるいは掃除や洗濯など、様々な幅広い活動があります。

(2) 学生の責務

- ア) 介護等体験で知り得たプライバシー等に関する個人情報を他に漏らさないこと。
- イ) 介護等体験で接した方々の尊厳を傷つけないこと。
- ウ) 本学通信教育部及び介護等体験先の指導に誠実に従うこと。
- エ) 実習時の服装や態度には十分注意し、体験先に迷惑をかけないこと。

③ 介護等体験の内容（1日のスケジュール例）

(1) 社会福祉施設

8:30～	朝礼
9:30～	迎え入れ
10:30～	集団体操
11:00～	調理補助
12:00～	昼食
13:00～	午後のプログラム
15:00～	レクリエーション
16:30～	送迎・総括

(2) 特別支援学校

8:30～	朝礼
8:45～	オリエンテーション
9:15～	授業参加
14:10～	生徒下校・見送り
15:00～	講和
16:30～	反省会・総括

④ 介護等体験期間の変更・辞退

受入先に多大な迷惑がかかりますので、受入が決定した後の期間変更はできません。また、やむを得ず、辞退する場合は、早急に教務課（TEL：03-5275-8912）まで連絡してください。いずれの場合も、予定を調整するなどして万全の体制で臨んでください。

6 介護等体験の受講後について

① 介護等体験証明書について

体験終了後「介護等体験証明書」が発行されます。都道府県によって発行方法が違います。

証明書の原本は、教員免許状申請の際に提出書類として必要です。紛失した場合、再発行はできませんので、十分注意して保管してください。

② 大学への手続

以下2点の提出書類をもって、介護等体験の修了となります。

介護等体験証明書（写し）	大学から送付する「証明書」様式に社会福祉施設及び特別支援学校から校長印等をいただき、写しを提出してください。 ※受入先の様式による場合もあります。
事後リポート	大学の様式に則り、7日間すべての体験終了後に、記入の上、提出してください。

教育実習について

1 教育実習とは

教育実習とは、将来教職に就く方のために教育職員免許状施行規則第6条に基づき、大学の専門課程や教職課程で学んできた知識の実践化を検証する機会であり、また、実習生として学校教育の全体を総合的に認識し体験できる機会です。そのため教員免許状の取得を目指す学生にとっては欠かすことのできない要件です。

また、教育実習は実習受入校並びに所轄の教育委員会の理解と協力により受け入れていただくものです。日本大学通信教育部では、教育実習受講資格を満たした者に対し、本学から教育実習生として派遣を行います。なお、教育実習は最終学年（4学年）で行うため、他の学年で行うこととはできません。

2 教育実習の心構え

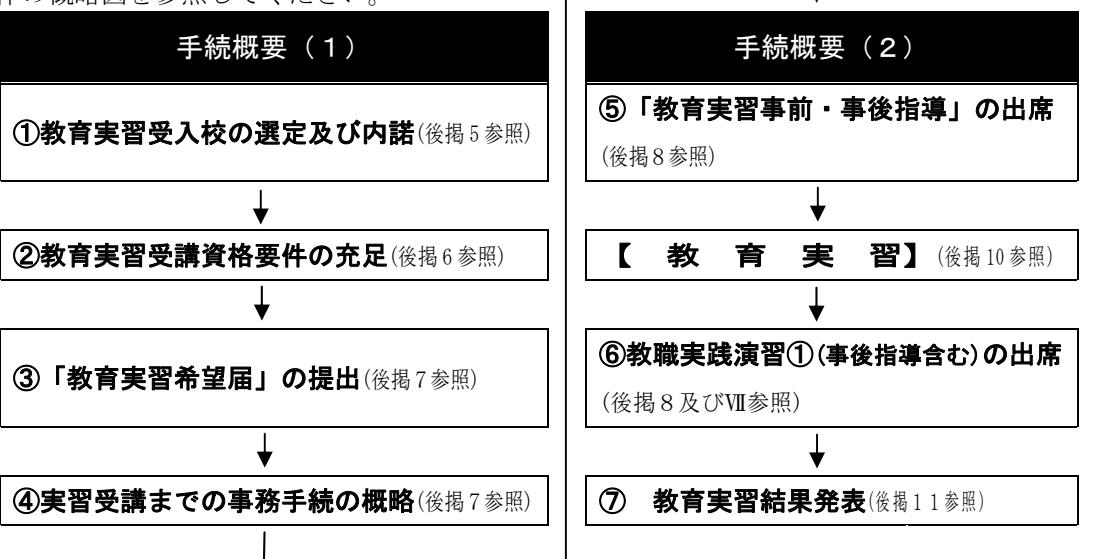
日本大学から教育実習生として派遣を行います。実習生は、大学の代表としていくことを自覚してください。

また、実習に望むにあたり下記の心構えを踏まえて臨んでください。

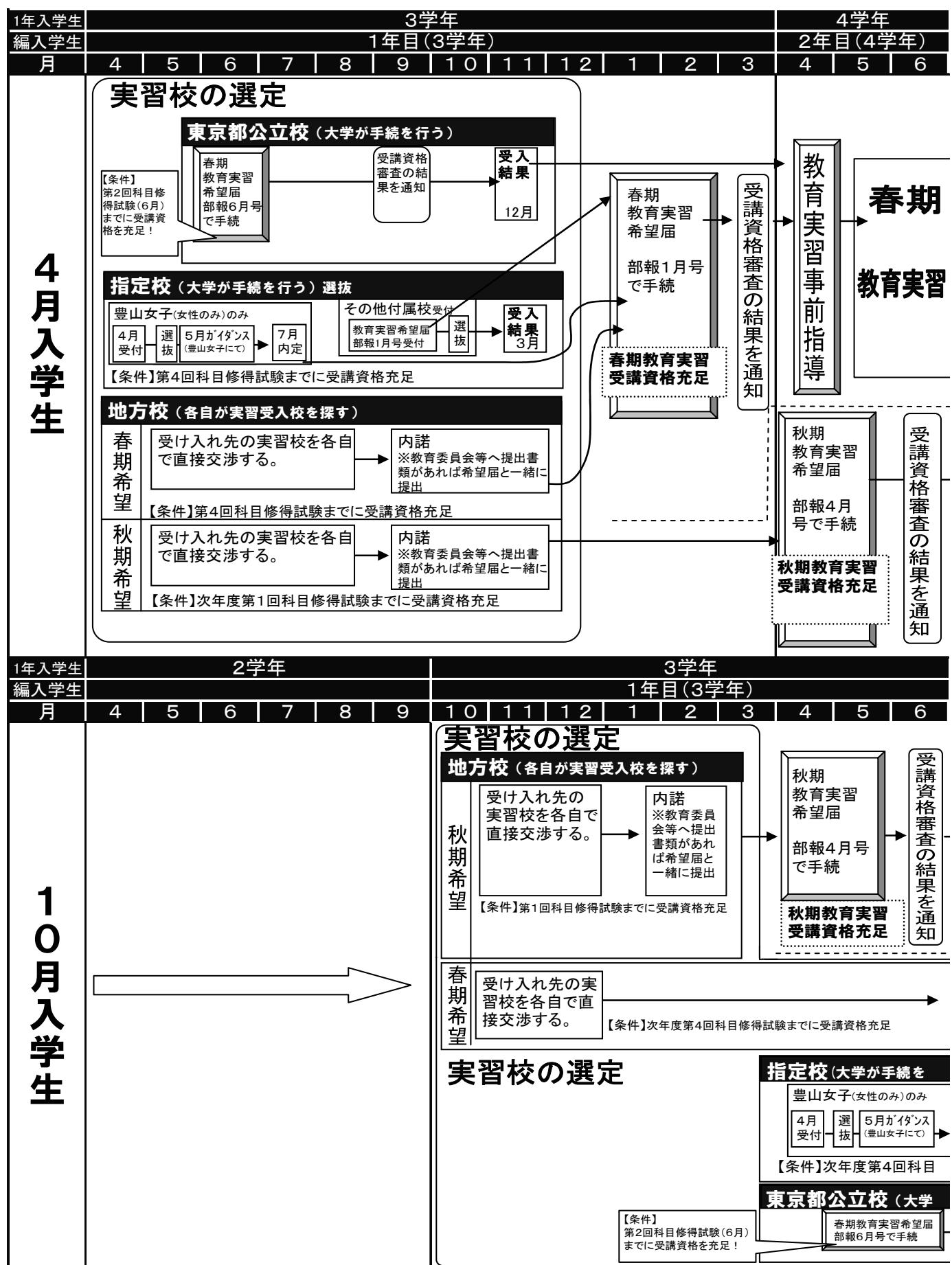
- ① 教師になるという強い目的意識を基に教育実習中に何を学ぶのか、何をすべきか、いつも課題を持つこと。
- ② 「言葉遣い」、「礼儀作法」、「勤務態度」、「服装」等に注意を払うこと。
- ③ 教育実習生は、生徒にとって教師である。自己の言行が大きな影響を与えることを自覚すること。
- ④ 教員になるために教わる立場であることを自覚し、校長先生や指導教諭への報告・連絡・相談は必ず行うこと。言われたことは、忘れずにメモを取ること。

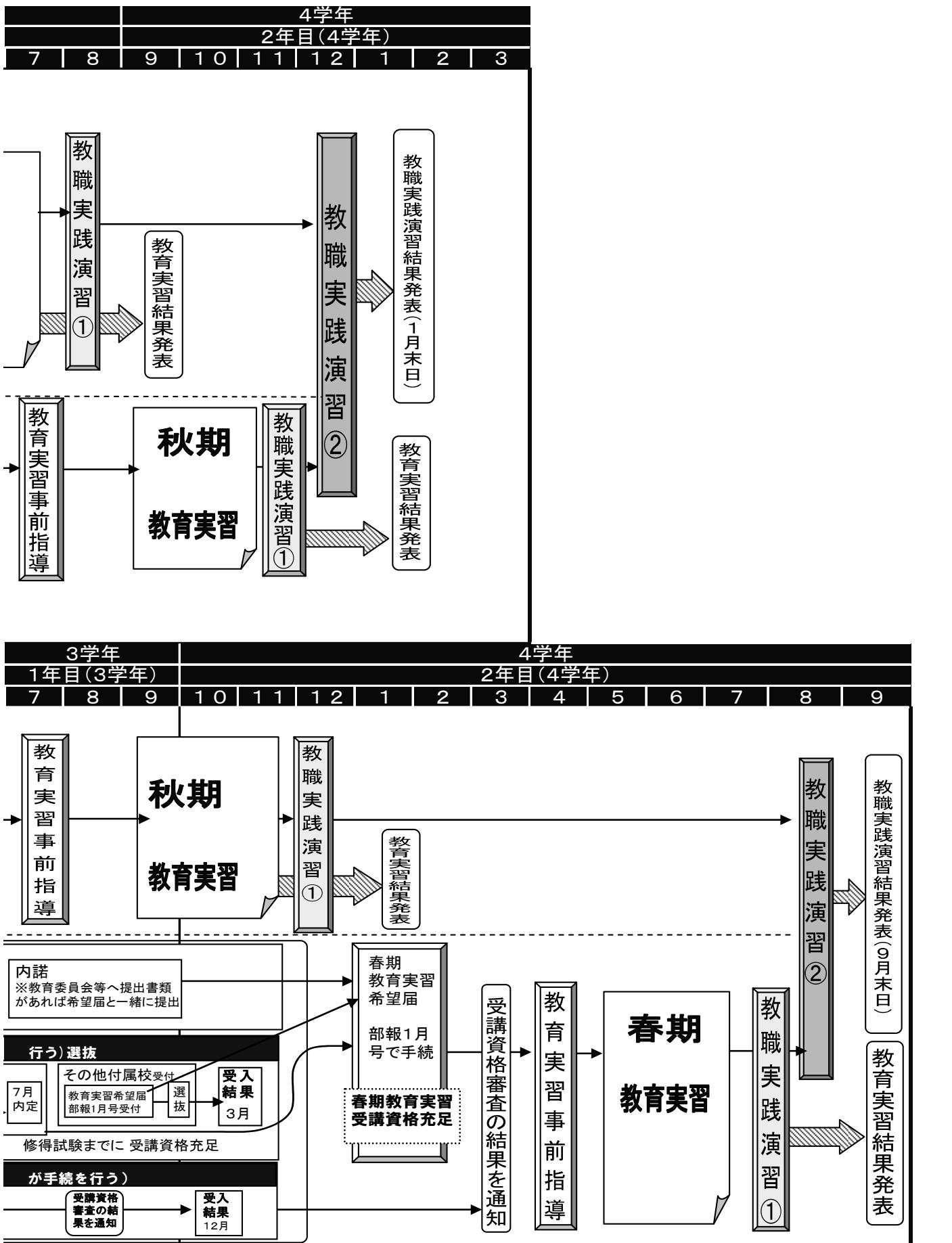
3 教育実習受講の流れ

本学で教育実習派遣を行うにあたり、希望者は以下の①～⑥の要件を行うことが必要となります。全体の概略図を参照してください。



4 教育実習【概略図】





5 教育実習受入校（実習校）の選定及び内諾について

① 教育実習の時期・期間

実習の時期・期間は取得希望の免許状の種類により異なります。

取得希望の免許状の種類	受講科目	単位	春期教育実習の時期・期間	秋期教育実習の時期・期間
中2種・中1種免許状 (中学校のみの場合)	教育実習Ⅰ	4	4月20日～7月20日の 3週間又は4週間（中学校）	9月1日～11月30日の 3週間又は4週間（中学校）
高1種免許状 (高等学校のみの場合)	教育実習Ⅱ	2	4月20日～7月20日の 2週間以上（高等学校）	9月1日～11月30日の 2週間以上（高等学校）
中1種・高1種免許状を 同時に取得希望の場合	教育実習Ⅰ	4	4月20日～7月20日の 3週間又は4週間 (中学校又は高等学校)	9月1日～11月30日の 3週間又は4週間 (中学校又は高等学校)

ア 実習日程について

具体的な実施日程等の詳細については、実習校の指示に従うことになります。例えば、中1種免許状取得希望者の実習期間は3週間又は4週間ですが、実習期間の選定は実習校が決定しますので、学生個人が実習期間を選択することはできません。

イ 中1種・高1種を同時に取得希望の場合について

高等学校で3週間又は4週間の教育実習を受け入れる学校は少ないので、原則として、中学校で3週間又は4週間の教育実習の承諾を受けるようにしてください。

② 実習校の確保について

本学通信教育部では、教育実習受入校（実習校）を「一般校」、「東京都公立校」、「指定校」の3種に大別しています。

本学での教育実習は、学生本人が実習校を自己開拓し確保してください。
本学通信教育部では、指定校以外の受入先となる学校の紹介や斡旋を行うことができません。

実習校の確保について後掲の「④実習校の種類」にある「実習先の確保」を確認してください。

③ 教育実習を行うことができない場合

（1）教育実習を認めない学校

- 自身の勤務する学校（実習助手・事務職・講師等を含む）
- 通信制の学校
- 高等専門学校
- 特別支援学校（特殊教育諸学校）
- 日本国外にある日本人学校
- インターナショナル・スクール
- その他本学通信教育部が不適当とみなした学校

(2) 教育実習を必要としない場合

- ・免許法第6条別表第4(他教科の免許状を取得する場合)を根拠規定として免許を取得する場合。
- ・教員としての実務経験があり、経験年数で必要な教育実習の単位をすべて補える場合
(必ず、所轄の教育委員会に確認してください)。

(3) 教育実習の再受講について

教育実習を受講した結果、不合格又は途中辞退となった場合には、今後、本学通信教育部において教育実習を再度受講することはできません。

(4) 実習校の種類

(1) 一般校

【一般校とは】		実習時期	春期	秋期
全国の中学校及び高等学校を指します。				
ただし、「東京都公立校（中学・高等学校）」や日本大学付属高等学校の「指定校」は除きます。				
一般校での教育実習の受講条件	対象者	以下の①②③の充足者		
		① 教育実習受講時の学年が4学年である者。 ② 教員免許状の取得見込みが確実で教職に就く意思がある者。 ③ 教育実習条件の受講資格を充足又は充足見込みである者。		
	実習先の確保	教育実習受入校（実習校）は、自己開拓が必要です。		
		(1)各自で受入先（全国の中・高等学校）を選定。 (2)希望する教育実習時期（春期・秋期）を検討。 (3)実習校の自己開拓は、希望時期の1年前くらいから活動。 (4)一般的には、学生自身の出身校（母校）にあたる。 事情があり、母校以外の実習校を検討する場合は近隣の学校に教育実習の依頼をする。 ※ 実習校から内諾を得た後の受入手続きは、学生を介しての大学と実習校との間の手続きとなります。		
		※ 教育委員会への手続が必要な場合があります。		
都道府県市区町村により異なりますので、各自が受入校又は各都道府県に確認してください。				
大学からの「受入依頼書」が必要な場合				
下記の実習手続前に受入校から大学の受入依頼が必要であるとの指示があった場合には教務課に「受入依頼書作成願」を請求してください。				
【郵送による請求】「受入依頼書作成願」請求の旨の任意の書面と82円切手を貼付した返信用封筒を同封し教務課へ郵送する。				
※ 「受入依頼書」の発行は、本学通信教育部の受講審査前に手続きを進める上で発行するものであり、教育実習の受講を保証するものではありません。				
大学へ手続	春期	実習を行う前年度の『部報』1月号にある「教育実習希望届」で申込み。 2・3月に教育実習受講資格審査を行います。		
	秋期	実習を行う年度の『部報』4月号にある「教育実習希望届」で申込み。 5・6月に教育実習受講資格審査を行います。		
注意事項	内諾を得た後、受講資格を該当時期までに充足できない場合は受講ができませんので、実習校に迷惑のかからないように注意してください。			

(2) 東京都公立校

【東京都公立校とは】		実習時期	春期	一部秋期
<ul style="list-style-type: none"> ・東京都内の都・市・区・町・村立中学校 ・東京都内の都・区立の高等学校 				
東京都公立校での教育実習の受講条件	対象者	以下の①②③の充足者		
		<ul style="list-style-type: none"> ① 教育実習受講時の学年が4学年である者。 ② 教員免許状の取得見込みが確実で教職に就く意思がある者。 ③ 教育実習条件の受講資格を充足又は充足見込みである者。 		
	実習先の確保	<p>東京都公立校の場合、大学が手続きを行います。 (学生個人が教育実習派遣手続を行うことはできません。)</p> <p>【高等学校の教育実習希望の場合】 学生個人が実習校から受入の内諾を得ておく必要があります（下記の手続(1)までに）</p>		
	大学へ手続	<p>(1) 実習を行う前年度の『部報6月号』の「公立校教育実習希望届」で申込み。 ↓ (2) 同年度の12月上旬に実習校受け入れの可否が決定。</p> <p>東京都の受入枠に限りがあり、実習先が確保できない場合があります。受入先がない場合、 時期的に他の教育実習校を確保することが困難であることを了承の上、申込んでください。</p>		
注意事項		<p>公立校は、「指定校」、「一般校」と、教育実習受講条件充足時期が異なります。</p> <p>① 【充足時期】（詳細は、後掲6「②受講資格の充足時期」参照） 前年度第2回科目修得試験結果までを含めて条件を充足しなければなりませんので 注意してください（夏期スクーリングの結果は含みません）。</p> <p>② 【3学年編入学前期生（4月生）の場合】 1年目の第2回科目修得試験の結果を含めただけでは受講資格を充足することができ ませんので、東京都公立校で実習希望の場合は、<u>最短でも入学から3年目の教育実習</u> となります。特に、母校が東京都公立校の方は注意してください。</p> <p>教育委員会による選考があるため、必ず実習を受講できる保証はありません。</p>		

(3) 指定校

【指定校とは】		実習時期	春期
以下の日本大学付属校を指します。			
日本大学高等学校・中学校		[神奈川県横浜市]	
日本大学第二高等学校・中学校		[東京都杉並区]	
日本大学豊山高等学校・中学校（男子校）		[東京都文京区]	
日本大学豊山女子高等学校・中学校（女子校）		[東京都板橋区]	
対象者	以下の①②③の充足者		
	① 教育実習受講時の学年が4学年である者。 ② 教員免許状の取得見込みが確実で教職に就く意思がある者。 ③ 教育実習条件の受講資格を充足又は充足見込みである者。		
実習教科	国語科 英語科 社会科 地理歴史科 公民科	(中学校・高等学校) (中学校・高等学校) (中学校) (高等学校) (高等学校)	【注意事項】 ①募集は若干名です。 実施年度によっては募集のない教科があります。[特に社会科・地理歴史科・公民科] ②商業科は行っていません。
実習先の確保	指定校の場合、大学が手続きを行います。 (学生個人が教育実習派遣手続を行うことはできません。)		
【日本大学豊山女子高等学校教育実習希望の場合】 教育実習の前年度実施される「ガイダンス」への出席が必要となります。 対象者は女性のみです。			
指定校での教育実習の受講条件	豊山女子以外	(1)実習を行う前年度の『部報』1月号の「指定校教育実習希望届」で申込。 ↓ (2)同年度の3月中旬頃に成績審査（面接を課す）を行い、3月下旬に教育実習派遣者として決定。	
	豊山女子	(1)実習を行う前年度の『部報』4月号の「豊山女子教育実習ガイダンス希望届」で申込。成績審査（面接を課す）を行い、ガイダンス参加者の選考を行う。 ↓ (2)ガイダンス（例年5月に実施）に参加。 ↓ (3)各教科の受入人数がガイダンス参加者を超えない場合は、派遣者決定。受入人数を超える場合は、事前に実施した成績審査の結果を踏まえて派遣者を決定する。	
注意事項	指定校は、募集人数が若干名で、年度によっては募集のない教科があります。 ①若干名のため、成績等審査（面接を課す）を行います。 ②【不許可になった場合】 不許可になった時点で、その年の春期教育実習受講のために他の教育実習校を確保することは、時期的に困難です。「一般校」での秋期教育実習を視野に入れて、指定校の申込をしてください。 ※ 指定校での実習希望者が多数おりますが、定員等の関係から希望どおりの受講が多いので、極力、「一般校（出身校）」で教育実習を行ってください。 選考があるため、必ず実習を受講できる保証はありません。		

⑤ 教育実習校への受入依頼

(1) 教育実習受入依頼にあたって

ア. 実習を依頼する立場であることを忘れてはならない。

教育実習校に依頼するに当たり、実習校は教育実習生の受入れについて法令上義務ではなく、あくまでも好意的に教員養成に協力をしていただいているということを認識し、実習を依頼する立場であることを忘れてはならない。

イ. 依頼する時は、電話だけでなく学校を訪問すること。

実習校から内諾を得るには電話などで済ませることなく、その学校を直接訪問して、丁寧に依頼すること。また、事前に担当者とアポイントメントを取ってから訪問すること。

ただし、訪問不要といわれた場合は、その指示に従うこと。

(2) 実習校訪問の際のポイント

前掲「2 教育実習の心構え」を踏まえて臨んでください。

6 教育実習受講資格要件等

① 受講資格

教員志望の意思が明確で、資質・能力に優れ、心身ともに健康な者であること。かつ、本学通信教育部において以下の受講資格を充足した者に対して教育実習を認めています。

<教育実習受講資格>

科目区分	充足単位数等	1学年入学生	編入学生
総合教育科目	5科目20単位以上	「法学（日本国憲法2単位を含む）」を含めて修得すること。	不 要
教科に関する科目	5科目以上	実習希望教科の「教科に関する科目」を本学通信教育部において単位修得すること。	
教職に関する科目	5科目以上	必修①：「現代教職論」、「発達と学習」 必修②：「各教科教育法」（※教科教育法は、実習希望教科の教科教育法を1科目以上修得すること） 上記3科目を含めた5科目以上を本学通信教育部において単位修得すること。	

【注意事項】

(1) 修得単位としてのカウント

所定単位を完成させた科目に限ります。

(例) 科目修得試験は「合格」しているが、リポートは「不合格」である科目はカウントしない。

(2) 編入学生の認定科目

編入学生は、本学編入時の認定科目を受講資格に含めることはできません。

出身大学等で、取得希望教科について有効な科目・単位があったとしても、本学で教育実習を受講するには、受講資格充足のため、出身大学等で修得した科目と重複する科目を修得しなければならぬ場合があります。

(3) 以前の学籍から新たに編入学又は再入学した場合

以前本学通信教育部に在籍していた期間に受講資格を満たしている場合でも、学籍が新たに発生（再度編入学又は再入学）した場合、新たな条件を課すことになります。該当者は事前に教務課教職係までお問い合わせください。

(4) 「教科に関する科目」について注意

(法学部、文理学部哲学専攻・史学専攻、経済学部、商学部生対象)

複数教科の免許取得が可能な上記学部学科生は、教育実習を行う教科の5科目を修得しなければなりません。

下記で示す事例では条件を満たしません。

(事例) 経済学部経済学科の学生が中学校で「社会科」の実習を行う場合

教科に関する 5科目の内訳	中学校社会のみに開設された科目 2科目	→	教育実習不許可 受講資格を充足したとはみなされないため
	高校地理歴史のみに開設された科目 1科目		
	高校公民のみに開設された科目 1科目		
	高校商業のみに開設された科目 1科目		

② 受講資格の充足時期

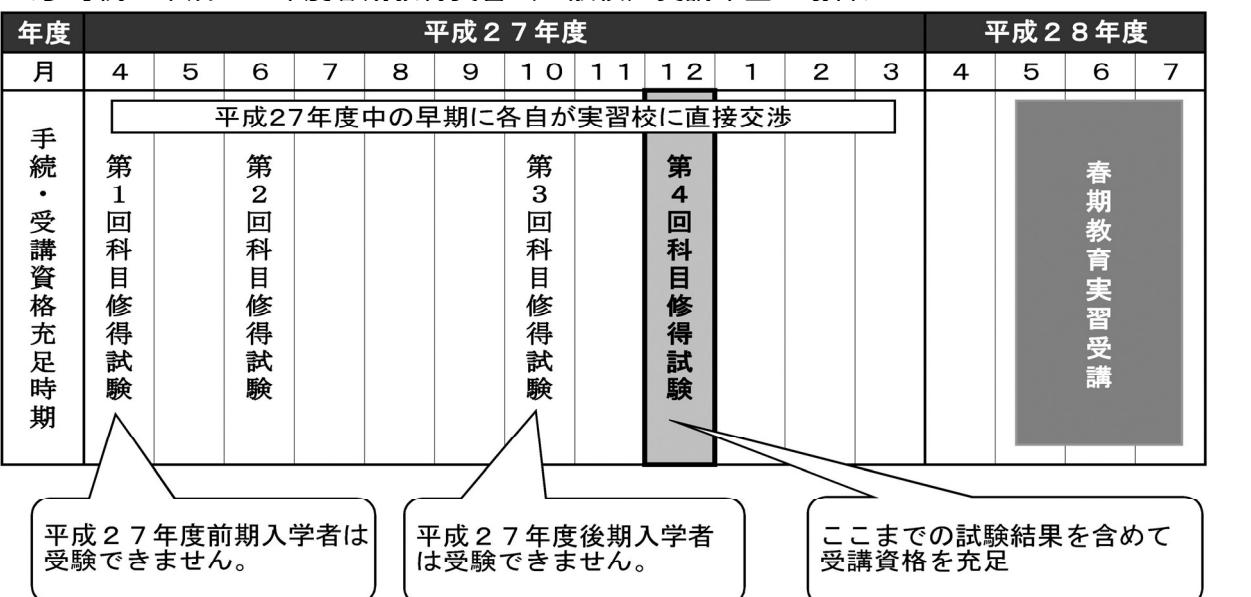
教育実習を受講するためには、次の時期までに受講資格を充足してください。

教育実習校の種類 ^{*1}	教育実習受講時期 ^{*2}	受講資格充足時期
一般校	春期	実習を受講する前年度の第4回科目修得試験結果まで
	秋期	実習を受講する当該年度の第1回科目修得試験結果まで
東京都公立校	春期	実習を受講する前年度の第2回科目修得試験結果まで
指定校	春期	実習を受講する前年度の第4回科目修得試験結果まで

※1 前掲5「④実習校の種類」参照

※2 前掲5「①教育実習の時期・期間」参照

<参考例：平成28年度春期教育実習（一般校）受講希望の場合>



7 受講手続

① 「教育実習希望届」提出

大学への教育実習の手続きは、「教育実習希望届」提出から始まります。下表のとおり『部報』に掲載されますので、その要領に従い申込手続きをしてください。

実習校種別	受講時期	『部報』掲載月
一般校	春期	1月号
	秋期	4月号
東京都公立校	春期	6月号
指定校	春期	1月号

② 教育実習受講までの事務手続

「教育実習希望届」手続き後、下表のとおり2回に分けて手続書類を送付します。

教育実習時期	書類名	送付時期	内容物
春期	第1段階書類	3月上～中旬	<ul style="list-style-type: none">・教育実習受講審査結果（合否）通知・教育実習の手引・教育実習日誌・教育実習受入依頼書・受入承諾書 等
	第2段階書類	4月上～中旬	<ul style="list-style-type: none">・申込書・健康診断書・教育実習出勤簿・教育実習生成績報告表・教育実習費納入の案内 等
秋期	第1段階書類	6月上～中旬	<ul style="list-style-type: none">・教育実習受講審査結果（合否）通知・教育実習の手引・教育実習日誌・教育実習受入依頼書・受入承諾書 等
	第2段階書類	7月上～中旬	<ul style="list-style-type: none">・申込書・健康診断書・教育実習出勤簿・教育実習生成績報告表・教育実習費納入の案内 等

8 教育実習 事前指導・事後指導

教育実習前の「事前指導」と教育実習後の「事後指導」は、以下の内容で構成されています。

指導名	開催地	内容
事前指導	東京	教育実習へ行くにあたっての心構え。教科別に実施する模擬授業。
事後指導	東京	教職実践演習①の中で実施。教育実習後を振り返る。

本学での科目は「教育実践指導（ただし、平成27年度1学年入学生及び2学年編入学・再入学生は「教育実習事前・事後指導」）となります。

教育実践指導（1単位）は、「事前指導」と「事後指導」の両方を受講し、合格することで単位修得ができます。教育実践指導は教育実習と密接に関連したものであり、教育実習と教育実践指導の双方を必ず同一年度の該当時期に受講しなければなりません。

土曜日及び日曜日に実施しますが、居住地・勤労の有無を問わず、必ず受講しなければなりません。

教育実習の時期	事前指導	教育実習	事後指導
春期 (一般校、東京都公立校、指定校)	4月 (土曜・日曜開催)	4月20日～ 7月20日	8月 (土曜・日曜開催)
秋期（一般校）	7月 (土曜・日曜開催)	9月1日～ 11月30日	12月 (土曜・日曜開催)

※教育実践指導の詳細は教育実習許可者に個別に通知します。

9 教育実習費

教育実習の申込手続時には、教育実習開始日の1か月前までに以下の費用の納入が必要です。

実習期間	2週間	3週間～4週間
教育実習費	25,000円	35,000円～40,000円

※教育実践指導費を含む。後掲「VII 教職実践演習について」受講時には別途受講料納入が必要です。

※教育実習費は、改定される場合があります。

10 教育実習

教育実習本番ではどのようなことをするのか、また何を評価されるのか。さらに教育実習生の1日の流れを記載しています。教育実習前には、改めて確認をしてから臨んでください。

① 教育実習事前準備

すべては、事前の準備にある。

- (1) 自分なりの実習校の沿革史を作る。周りの環境や通勤経路を調べておく。
- (2) 自己紹介の練習。実習校のガイダンスで聞かれることもある。
- (3) 学習指導案の作成
- (4) 模擬授業で練習を
- (5) 健康管理（規則正しい生活を、夜型から朝型にシフト）
- (6) 備品の準備
- (7) 服装・身だしなみ
- (8) 実習校との授業の打ち合わせ

② 教育実習生の1日の流れ

- (1) 早めの登校
- (2) 登校指導・週番活動、朝練指導、校舎の見回り、学級日誌の確認 等
- (3) 朝の打ち合わせ（全体打ち合わせ・学年打ち合わせ） 等
- (4) 朝の学活、帰りの学活、ロングホームルーム 等
- (5) 授業：観察・参加・実習
- (6) 放課後の仕事

下校指導、校内の見回り、学級日誌の点検、生徒の相談、クラブ指導
教職員会議、教科会議等の参加

学習指導案の作成、予習・復習、実習日誌の整理、

明日の準備、実習生同士の反省会 等

③ 実習生の勤務について

- (1) 勤務については、校長、教頭、指導教諭に従うこと。
- (2) 定められた出勤時間より早めに、余裕をもって出勤すること。
精神的に余裕が出ます。

- (3) 病気や事故で欠勤する場合は、欠勤届を指導教諭経由で校長に提出。
(急な場合は、電話で連絡。無断欠勤はしないこと)
- (4) 遅刻・早退の場合は(3)に準じる。
- (5) 退出は、翌日の準備をするなどして、その日の勤務を終了した後に行うこと。
- (6) 勤務時間以後に残る場合には、その理由を指導教諭に告げ、承諾を得ること。
- (7) わからないことは自分で判断せず指導教諭の指導を仰ぐこと。

④ 実習生の教育実習評価について

教育実習の評価は以下の点が評価されます。

- (1) 授業態度 : 基礎学力、教材研究、授業展開の仕方、指導方法 等
- (2) 児童・生徒指導 : 児童・生徒の理解、教科外指導(クラブ・行事)、個別・集団指導 等
- (3) 勤務態度 : 仕事への熱意や関心、基本的なマナー・言葉遣い
欠席・遅刻・早退、事務的な能力 等

1.1 教育実習結果発表

下記の日程で通知を郵送します。

教育実習時期	科目名	時期
春期	「教育実習」及び 「教育実践指導」	実習年の9月末日発表予定
秋期	「教育実習」及び 「教育実践指導」	実習年の翌年1月末日発表予定

教職実践演習について

1 教職実践演習とは

教職実践演習は、「教職課程の最終確認」の機会として設定されています。教職課程で修得すべき“教師として必要な資質・能力”である「教師としての使命感・責任意識」、「対人関係能力や生徒指導の能力」、「教科指導力」、「集団指導（学級経営）力」が知識のみではなく“使える力”となっているか演習と講義を組み合わせた形式で授業を行います。特に、教師として諸問題に取り組む姿勢、問題解決能力を養い総合的に教師としての資質を高めることを授業の目標として実施します。

本学では教職実践演習を「教職実践演習①」及び「教職実践演習②」の2回に分けて開講します。内容は下記のとおりです。

講 座 名	内 容
教職実践演習①	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習を終えての反省・評価を通して、「学校教育」を深く理解する。 「教科指導」レベルでの振り返りを行ない、自身の課題、改善すべき点を理解する。
教職実践演習②	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラム構成方法と「教育評価」の観点について理解し方法を修得することで、適切な学習指導計画を組み立てられるようとする。 実際の教壇経験を経て、はじめて実感できる「教職課程」の学び（教育学）についてフィードバックを行ない、自らの力量形成と向上のための課題を見出す

2 受講要件について

① 受講対象者

- 教職実践演習の対象者は、教職課程の最後に行う科目となるため、教育実習を含めた全ての教職課程の科目を修得している4年生後期以降の学生に限ります。
なお、教育実習と同様に卒業に必要なスクーリング単位には算入できません。

② 受講不要な者

- 平成20年の教育職員免許法施行規則改正前の旧課程適用者で、既に「教職に関する科目」の第5欄「総合演習」に該当する科目を本学もしくは出身大学で修得済みである者。

3 受講手続について

① 受講の流れ

前掲「VII 教育実習について」の「4 教育実習【概略図】」を参照してください。

4月入学生の教育実習時期（春期・秋期）と10月入学生的教育実習時期（春期・秋期）により、受講の流れが異なります。

ア) 4月入学生で春期教育実習受講

教育実習後→「教職実践演習①【8月】」→「教職実践演習②【12月】」→結果発表

イ) 4月入学生で秋期教育実習受講

教育実習後→「教職実践演習①【12月】」→「教職実践演習②【12月】」→結果発表

※ 4月入学生で秋期教育実習を受講し、12月の教職実践演習②の受講をする場合、3月末までに教員免許状取得に必要な単位を修得できる場合に限ります。

ウ) 10月入学生で秋期教育実習受講

教育実習後→「教職実践演習①【12月】」→「教職実践演習②【8月】」→結果発表

エ) 10月入学生で春期教育実習受講

教育実習後→「教職実践演習①【8月】」→「教職実践演習②【8月】」→結果発表

※ 10月入学生で春期教育実習を受講し、8月の教職実践演習②の受講をする場合、9月末までに教員免許状取得に必要な単位を修得できる場合に限ります。

② 開講時期

(1) 教職実践演習①

教育実習終了後に2日間開講（土曜日及び日曜日）する。

教育実習事後指導を兼ねるため、春期教育実習生の場合は8月、秋期教育実習生の場合は12月に受講すること。

(2) 教職実践演習②

8月及び12月に開講（土曜日及び日曜日）する。原則として、教職課程全ての科目を修得後に受講すること。

※いずれの科目もスクーリングのみの受講となり、在宅学習は行えません。

入学時期	実習時期	教職実践演習① (教育実習後に実施、教職実践 指導の事後指導を含む)	教職実践演習②
4月入学生	春期教育実習	8月上旬（予定）	12月中旬（予定）
	秋期教育実習	12月上旬（予定）	12月中旬（予定）
10月入学生	秋期教育実習	12月上旬（予定）	翌年8月中旬（予定）
	春期教育実習	翌年8月上旬（予定）	翌年8月中旬（予定）

③ 受講手続方法

(1) 教職実践演習①

教育実習の手続の際に、通知します。

(2) 教職実践演習②

受講手続きは部報に掲載されますので、その要領に従い申込手続きをしてください。

開講時期	『部報』掲載月
12月上旬	10月号
8月上旬	6月号

④ 開講場所

日本大学通信教育部校舎又は近隣学部校舎（市ヶ谷又は水道橋）

⑤ 受講料（教職実践演習②の受講料として）

10,000円

⑥ 授業方法（平成26年度実績）

講義形式、ワークショップ形式、グループワーク、模擬授業、ロールプレイ等

4 「履修カルテ」について

この『履修カルテ』の作成は、将来教師となるにあたり、必要な資質能力を向上させるための必要項目を自ら掌握し、自己判断することを目的としており、「教職実践演習」の学修上の資料として活用したり、以前の記録を振り返ることにより、今後の指針に給するための糧としています。『履修カルテ』は、皆さんのが教員になるための修学上の記録とするものです。4年次に開講される「教職実践演習」の資料の一つとして使用しますので、大切に取り扱ってください。

以下に履修カルテのサンプルを掲載しますので、参照してください。

履修カルテ(プロフィール)

日本大学通信教育部

※欄については、3年次終了時に記入。

日本大学教職課程 履修カルテ① <教職専門科目の履修状況と評価>

1. 教職専門科目の履修・単位取得状況

学生番号: _____ 氏名: _____ 枚目 _____

(記入上の注意) 教職専門科目のみを記入すること。

学生番号: _____ 氏名: _____

2. 教職に関するボランティア経験

--

3. 介護等体験・教育実習についての記録

--

4. どのような教師でありたいかについて、現段階の考え方を記述しなさい。

--

(記入上の注意) 2と3については、記入する経験がある場合にのみ記入すること。

日本大学 教職課程 履修カルテ② <資質能力の評価>**教師に必要な資質能力に関する評価シート(1)**

学生番号: _____ 氏名: _____

必要な資質能力の指標		評価									
能 力	指 標	1年次	2年次	3年次	4年次						
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
学校教育についての理解	教職の意義・使命感	教職の意義(教員の職務内容や役割、責務等)について理解し、またそれが深まっていますか									
	教育の理念・歴史・思想の理解	教育についての歴史的・思想的な理解をし、またそれが深まっていますか									
	学校教育の社会的・制度的・経営的理解	学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論を理解し、またそれが深まっていますか									
子どもについての理解	心理・発達論に基づく理解	子ども理解に必要な、心理学の基礎理論を理解し、またそれが深まっていますか									
	学習集団の形成	学級経営や授業などに必要な、学習集団に関する基礎理論を理解し、またそれが深まっていますか									
	子どもの状況に応じた対応	いじめ、不登校、特別支援教育などの現状を知り、その対応についての方法を理解していますか									
教科・教育課程に関する基礎知識	情報機器の操作と活用	情報機器の操作(PCの操作、文書作成など)に加え、その活用に関する理解をし、またそれが深まっていますか									
	学習指導法	授業の方法、技術に関する基礎理論を理解し、またそれが深まっていますか									
	教科書・学習指導要領	教科書や学習指導要領の内容・指導の留意点を理解し、またそれが深まっていますか									
	教科・科目の理解	教科・科目に関する知識・理解は深まっていますか									
	道徳教育・特別活動	道徳教育(中学校のみ)・特別活動の指導法、内容に関する理解をし、またそれが深まっていますか									
教育実践	総合的な学習の時間	総合的な学習の時間の意義、その指導法と内容に関する理解をし、またそれが深まっていますか									
	授業構想力	教材研究を生かした授業を構想し、子どもの反応を想定した指導案を作成することができますか									
	教材開発力	教科書等にある題材や單元等に応じた教材・資料を開発・作成することができますか									
	授業展開力	子どもの反応を生かして授業を展開することができますか									
	表現技術力	板書や發問、的確な話し方など、授業をおこなうまでの基本的な表現の技術を身につけていますか									

教師に必要な資質能力に関する評価シート(2)

学生番号: _____ 氏名: _____

必要な資質能力の指標		評価								
能 力	指 標	1年次	2年次	3年次	4年次					
		1年 月 日	2年 月 日	3年 月 日	4年 月 日	5年 月 日	6年 月 日	7年 月 日	8年 月 日	9年 月 日
他者との協力	役割の遂行	集団の中で自発的に役割を見つけたり、行動したりすることができますか								
	他者との連携・協力	集団の中でも他者と協力して課題に取り組むことができますか								
	保護者・地域との連携・協力	保護者や地域との連携・協力の意義を理解し、またそれが深まっていますか								
コミュニケーション	社会人としての基本	挨拶、服装のほか、社会人として必要なマナーが身についていますか								
	公平・受容的態度	他者(子どもを含む)の意見や声を真摯に受け止め、公平で受容的な態度で接することができますか								
	子どもに対する態度	子どもに、親しみを持った態度で接することができますか								
	発達段階に対応したコミュニケーション	相手(子どもを含む)の発達段階を考慮して、適切に接することができますか								
課題探求	課題の認識と探究心	自己の課題を認識し、その解決に向けて学び続ける姿勢を持っていますか								
	教育時事への関心	学校教育の新たな課題に 관심を持ち、それぞれの課題に対して自分なりの意見を持つていますか								

【記入にあたっての諸注意】

1) このファイルは、あなたが教員になるための努力の記録となるものです。特に、4年次に履修する「教職実践演習」においては、参考資料の一つとして使用すると共に、今までの学習状況を顧みることができます。

2年次生及び3年次生の前期入学生は3月、後期入学生は9月の時点で記入してください。

なお、4年次生は、教職実践演習受講の直前に記入してください(教育実践演習受講前に別途指示)。

2) 大学の授業で学ぶ内容もありますが、必ずしも授業だけでこれらすべての項目を記入できるとは限りません。教育実習や介護等体験などのほか、自ら学校支援ボランティアなどに登録して、できるだけ継続的に学校現場と関わる姿勢が必要です。

3) 該当年次までに履修・体験できていないこともあります。以下の4段階評価より記入し、空欄にしないよう注意してください。

なお、学習や経験を重ねることで前年度につけた評価を下げたいとした場合は、修正しても構いませんが、その場合は二重線で消すとともに、「いつ修正したか」がわかるように修正してください。

- 1 「学習・経験していない」
- 2 「大いに不足している」
- 3 「やや不足している」
- 4 「できている」

自由記述欄: 他の欄に書ききれない場合に、ここに書いてください。

IX

必要単位修得後の手続きについて

1 修得単位の確認

各自でもう一度、単位修得状況及び本手引を参照し、不足単位のないよう注意してください。

2 免許状の申請について

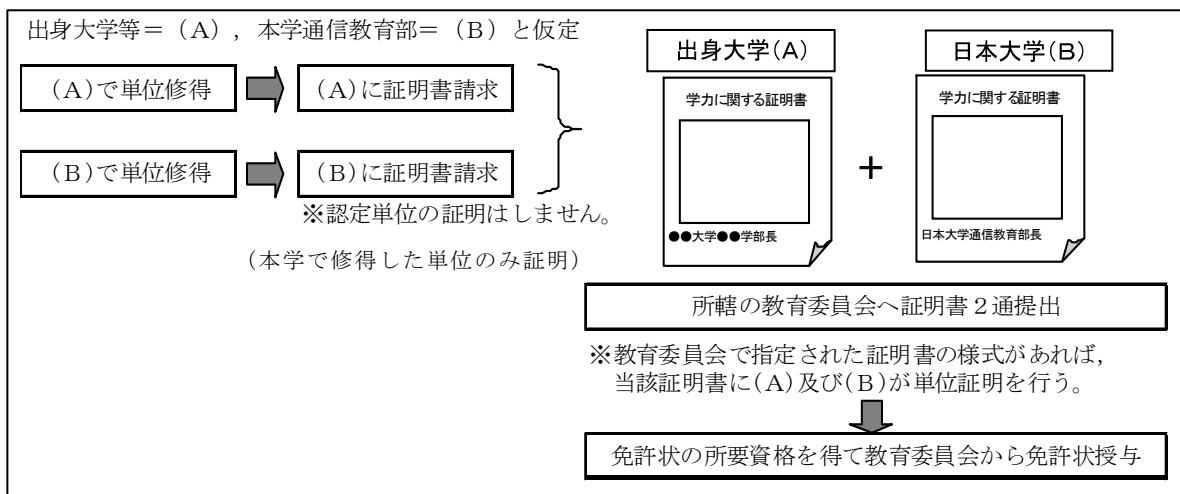
免許状の申請方法は、「個人申請」及び「一括申請」の2つの方法に大別できます。

	一括申請	個人申請
対象者	<ul style="list-style-type: none">通信教育部を3月に卒業する者根拠規定が免許法第5条別表第1の適用である者。	左記以外の者 (9月卒業者、中途退学者、免許法第5条別表第1以外の根拠規定による申請者及び科目履修生)
大学への手続き	3月卒業者…前年度『部報』10月号による3月卒業手続及び『部報』8月号の一括申請手續 9月卒業者…一括申請できません。	9月卒業者…前年度『部報』5月号による卒業手続き 退学予定者…退学手続※(学修要覧等参照) 科目履修生…特になし
概要	<p>東京都教育委員会へ教員免許状一括申請の手続を大学が行います。 3月卒業と同時に免許状が授与されます。</p> <p>※ 東京都教育委員会は、本学通信教育部所轄の教育委員会です。</p>	<p>教育委員会によって異なりますが、一般的な手続きは以下のとおりです。</p> <p>①申請方法・申請時期の確認 原則、在住地の都道府県の教育委員会へ申請します。その方法や必要書類は各自確認してください。 (各都道府県教育委員会のホームページ申請に関する情報が掲載されています)。 ※ 現職教員は勤務地の都道府県教育委員会に確認。</p> <p>【教育委員会によっては、以下の事例がある】 (1) 個人申請を受付しない期間の設定がある (2) 郵送での手続きを認めていない場合がある</p> <p>②必要書類の入手 (1)教育委員会から指示された必要書類を用意 (2)大学が発行する主な書類 「学力に関する証明書」、「卒業証明書」等 ※ 教育委員会所定用紙に修得単位数等を大学が証明をする場合もあります。</p> <p>③必要書類の提出(申請手続) 必要書類を準備し、教育委員会の定める方法で必要書類の提出と手数料の納入を行ってください。</p> <p>④免許状の受理 免許状を申請してから受理するまでの期間は、都道府県によって異なりますが、発行までに約1か月程度の期間を要します。</p>

※ 退学手続き後に不足単位が発覚する等のトラブルのないよう、教員免許状の取得が確実になった時点で手続きしてください。

3 【個人申請】修得単位を合わせて免許状申請する場合の注意事項

① 「出身大学等での修得単位」と「本学での修得単位」の場合



② 本学通信教育部に複数の学籍（正科生・科目履修生）所持者の場合

証明書は、学生番号ごとの発行となります。したがって、複数の学籍がある場合は、それぞれの学生番号で証明書を請求してください。また、「学力に関する証明書」を発行の際は、学校種（中学校1種及び2種、高校1種）及び教科（社会科、地理歴史科等）ごとの発行となります。

卷末資料

「教育職員免許法」の概要

1 教育職員免許法の構造等

(1) 構造

ア 条文（第1条～第23条）

免許法の目的、免許状の種類、授与、失効、取上げ、罰則について

イ 附則

法令の施行期日、経過措置について

ウ 別表（第1～8条）

所要資格（基礎資格、単位数、その他必要な資格や実務経験等）について

(2) 教育職員免許法施行規則

(1)ア、イ、ウの規定を実施するための詳細な規定

(3) 主な関係法令

ア 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（介護等体験についての規定）

イ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則
((3)アの規定を実施するための詳細な規定)

ウ 免許状更新講習規則

2 法の目的

免許法は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（免許法第1条）

3 教育職員

免許法の適用を受ける職員は、学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下、「教員」という。）である。（免許法第2条第1項）

4 授与権者

免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。（免許法第5条第7項）

5 免許管理者

免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職である場合は、その者の勤務地の都道府県教育委員会、これらの者以外の場合は、その者の住所地の都道府県教育委員会をいう。（免許法第2条第2項）

区分	免許管理者
教育職員及び教育の職	学校が所在する都道府県教育委員会
これ以外	住所地の都道府県教育委員会

6 相当免許状主義の原則

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は、原則として、学校の種類ごとの教員免許状が必要である（中学校又は高等学校の教員は、学校の種類及び教科ごとの教員免許状が必要です）。また、中等教育学校的教員は、中学校と高等学校の両方の教員免許状が必要である。

ただし、

- 当分の間は、中学校又は高等学校のどちらか一方の免許状しか所有していない教員であっても、中等教育学校において、所有免許状の学校種に相当する課程（中学校の教員免許状は前期課程、高等学校の教員免許状は後期課程）の教科を担任することができる。（教育職員免許法附則第17項）
- 当分の間は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、特別支援学校の教員免許状を所有しなくとも、所有免許状の学校種に相当する各部の教員となることができる。（教育職員免許法附則第16項）
- 中学校又は高等学校の教諭の教員免許状を所有している者は、小学校で、所有免許状の教科に相当する教科を担任することができる。（教育職員免許法第16条の5）

7 相当免許状主義の例外

主幹教諭・指導教諭・講師

免許相当主義の原則からいえば、主幹教諭・指導教諭・講師の免許状は必要となるが、主幹教諭・指導教諭については、各相当学校の教諭の免許状を有する者を、講師については、各相当学校の教員の相当免許状を有する者をそれぞれ充てるものとする。(免許法第3条第2項)

8 免許状の種類

免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。(免許法第4条)

免許状の種類	有効期間	有効地域範囲	概要
普通免許状 〔専修免許状 一種免許状 二種免許状〕	10年	全国の学校	教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状です。 所要資格を得て必要な書類を添えて申請を行うことにより授与 されます。専修、一種、二種（高等学校は専修、一種）の区分があります。既に教員免許状を有する場合は、一定の教育経験を評価し、通常より少ない単位数の修得により、上位区分、隣接校種、同校種他教科の免許状の授与を受けることができます。
特別免許状	10年	授与を受けた都道府県内の学校	教諭の免許状です。社会的経験を有する者に、教育職員検定を経て授与されます。授与を受けるには、任命又は雇用しようとする者の推薦が必要であり、教科に関する専門的な知識経験又は技能、社会的信望、教員の職務に必要な熱意と識見を有することが求められます。幼稚園教諭の免許状はありません。小学校教諭の免許状は教科ごとに授与されますが、特別活動など教科外活動を担任することも可能です。
臨時免許状	3年	授与を受けた都道府県内の学校	助教諭、養護助教諭の免許状です。普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て授与されます。（当分の間、相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、都道府県が教育委員会規則を定めることにより、有効期間を6年とすることができます。（教育職員免許法附則第6項）

参考 免許法改正に伴う普通免許状の呼称の変遷

	現行制度における呼称	昭和63年度までの呼称
中学校	中学校教諭専修免許状	—
	中学校教諭1種免許状	中学校教諭1級普通免許状
	中学校教諭2種免許状	中学校教諭2級普通免許状
高校	高等学校教諭専修免許状	高等学校教諭1級普通免許状
	高等学校教諭1種免許状	高等学校教諭2級普通免許状

9 免許状の授与

(1) 普通免許状の授与と課程認定制度（免許法第5条別表第一、第二、第二の二）

普通免許状は、別表第一、第二、第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、第三欄に定める単位を修得した者、または教育職員検定（6条）に合格した者に授与される。別表第一等における単位は、文部科学大臣が適当と認める課程（認定課程）において修得したもの（別表第一備考第五号イ）または、認定課程を有する大学が教科に関する科目として適当と認めるもの（別表第一備考第五号ロ）でなければならない。

別表第一（概略）

	免許区分	基礎資格	必要単位数
中学	一種免許状	学士	59単位
	二種免許状	短期大学士	35単位
高校	一種免許状	学士	59単位

*各項目（教科に関する科目、教職に関する科目等）の必要単位数は、教育職員免許法施行規則により定められている。

* 欠格事由

次の①から⑦までのいずれかに該当する者には、免許状を授与しない。（免許法第5条1項）

- ① 18歳未満の者
- ② 高等学校を卒業しない者
- ③ 成年被後見人又は被保佐人
- ④ 禁錮以上の刑に処せられた者（執行猶予期間中の者も含まれる）
- ⑤ 免許状が失効してから3年を経過しない者
- ⑥ 免許状取上げ処分の日から3年を経過しない者
- ⑦ 日本国憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する政党を結成し、又は加入した者

(2) 教育職員検定（免許法第6条）

既に取得している免許状を上進する場合、他の教科の免許状を取得する場合、隣接する学校の免許状を取得する場合などは、教職員検定に合格した者に免許状を授与する。なお、教職員検定は、受験者の人物、学力、実務及び身体について、被与権者が行う。

* 教育職員検定は、個人申請のみ

別表区分	検定内容
別表第四（他教科）	基礎免許状＋人物＋学力（所定の単位）＋身体

10 一種免許状の取得の努力義務

教育職員で、その有する相当の免許状が二種免許状であるものは、相当の免許状の授与を受けるように努めなければならないとされている。（免許法第9条の5）

一種免許状取得の努力義務は、教育職員に課せられたものであるが、東京都教育委員会においては、二種免許状を所持する教育職員に対して、教員としての資質向上を図ることを目的として、一種免許状の取得に必要な単位を修得するための、免許法認定講習を開講している。

11 免許状の失効及び取上げ

(1) 失効

免許状を有するものが①欠格事由に該当するに至ったとき、②公立学校教員であって懲戒免職の処分を受けたとき、③公立学校教員であって勤務実績が不良又は不適格として分限免職の処分を受けたときのいずれかに該当する場合は、免許状はその効力を失う。（免許法第10条）

(2) 取上げ

国立学校又は私立学校の教員が、公立学校教員が懲戒免職された事由と相当の事由または勤務実績が不良もしくは不適格として解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取上げる。

また、免許状を有する者が教育職員たるにふさわしくない非行がある、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。（免許法第11条）

なお、免許状の取上げ処分は、行政手続法に規定する不利益処分にあるため、本人から聴聞を行った上で、処分を決定する。

12 教員免許状の有効性

現職教員は、定められた期間内に大学等が開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して、10年に一度、教員免許状の有効性を更新することが必要です（免除、延長も申請が必要）。

採用予定者も、教員免許状を取得後10年を経過している場合は、採用前に免許状更新講習の受講・修了と教育委員会への申請を行い、教員免許状を更新することが必要です。

※教員免許更新制度の詳細は、文部科学省HPにも掲載されています。

http://www.mext.go.jp/.a_menu/shotou/koushin/index.htm

教員免許状は、学校の教員になる資格があることを証明する重要な書類です。教員免許状更新時に発行される証明書と一緒に大切に保管してください。懲戒免職（相当）や禁錮以上の刑に処せられたときなどは失効又は取上げとなり、勤務地又は住所地の教育委員会への返納義務があります（教育職員免許法第10条、第11条）。

13 違反者に対する刑事罰

相当の教員免許状の必要性を認識しながら故意に、次の①又は②の行為をした者は、30万円以下の罰金に処されます。

- ①相当の教員免許状を所有しない者を教員に任命・雇用した者
- ②相当の教員免許状を所有しないにもかかわらず、教員になった者

14 免許法の改正と旧課程における単位認定

(1) 教育職員免許法の改正経過

昭和24年制定の教育職員免許法は、昭和63年、平成10年に大きく改正された。これに、平成20年の施行規則改正を加え、4つの時期に課程が大きく分類される。

ア 旧旧法（昭和29年改正法）

昭和29年法改正により、大学教職課程の認定制度が設けられた。修得単位数が現行法よりも少なく、幼稚園、小学校、中学校教諭免許は一種と二種のみであった。

イ 旧法（昭和63年改正法）

普通免許状を専修、一種、二種の三種類に改め、甲乙区分を廃止、修得単位数を引き上げた。平成元年の改正では、高等学校「社会」を「地理歴史」と「公民」に改めた。

ウ 新法（平成10年改正法）

修得単位数内訳を改め、「教職に関する科目」の修得割合を増やした。また、別表第1備考4に規定する科目に、外国語コミュニケーションと情報機器の操作を加えた。平成12年の改正では、高等学校の教科の改正に伴い、「情報」及び「福祉」等が設けられた。平成16年の改正では栄養教諭制度が創設された。平成18年の改正では、養護学校教諭が、障害種別領域を定めた特別支援学校教諭に改められた。

エ 新法（平成20年改正施行規則）

平成20年の規則改正により、総合演習は教職実践演習に改められた。

(2) 旧法の適用について

個人申請においては、旧法の課程認定時代に修得した単位で授与申請を行う者がおり、大学等で、旧法課程の単位証明を行う場合がある。課程の適用は、在学状況が継続している、いないにかかわらず、入学した大学等の課程がどの法律で認定を受けたかに拘束される。履修を行った課程が全て旧課程なら旧法適用となる。

一方で、旧課程において修得した教科に関する科目の単位のうち、新法による認定課程を有する大学が適当であると認めるものは、別表第一備考第五号ロの規定に準じて、新課程において修得した単位とみなすことができる。（平成10年改正法附則2号）

さらに、特殊教育に関する科目、教職に関する科目、養護に関する科目等においても、附則表の対応関係のとおり、旧課程で取得した単位について、新法に規定する科目の単位とみなすことができる。（平成10年改正法附則3号以下）